

第3章 施設別の現状と課題

学校教育施設

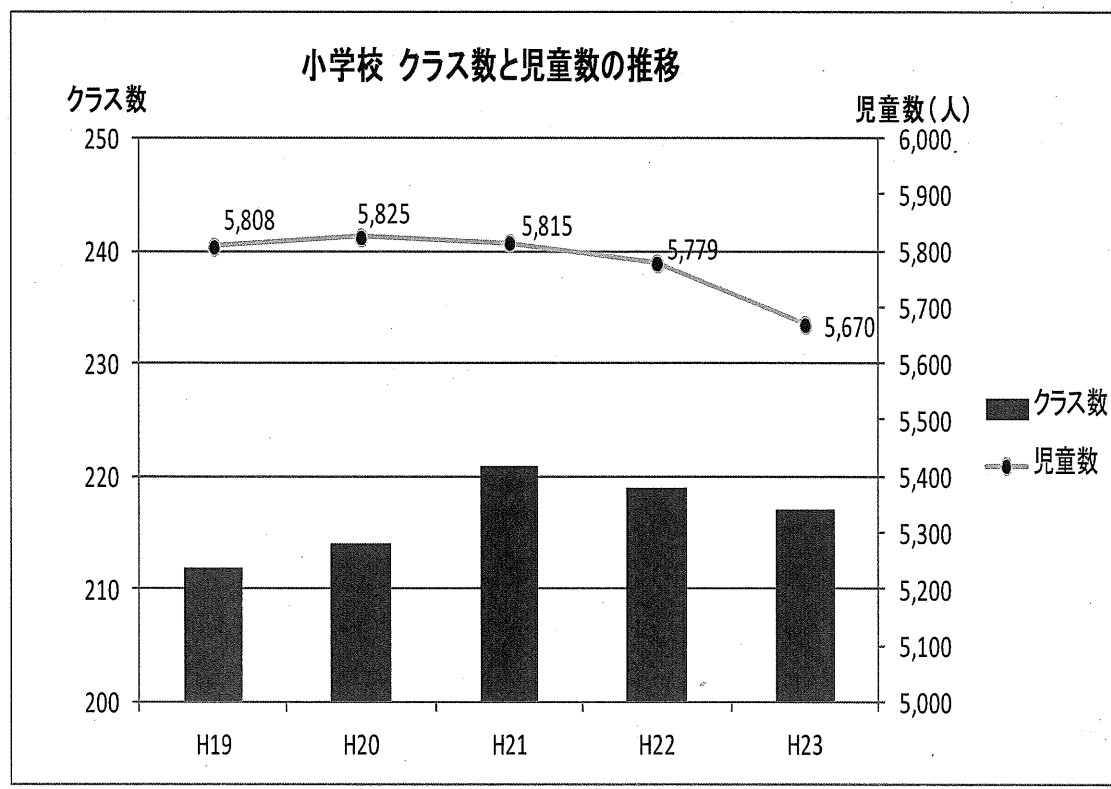
(1) 小学校

【施設の概要】

学校名	建築年	学級数	児童数	施設概要
豊科南小学校	S43	26	696人	校舎、屋内運動場、プール棟、物置他
豊科北小学校	S46	22	625人	〃
豊科東小学校	S56	13	262人	〃
穂高南小学校	S42	22	578人	〃
穂高北小学校	S44	32	865人	〃
穂高西小学校	S62	18	459人	〃
三郷小学校	S44	38	1,101人	〃
堀金小学校	H17	24	635人	〃
明南小学校	H 2	14	307人	〃
明北小学校	S47	8	142人	〃
合計	—	217	5,670人	—

※学級は、単式学級数と特別支援学級数の合計

※建築年は、最も古い建物の建築年



【設置の根拠又は目的】

市内の学齢児童を就学させるために設置するもの。

根拠法令等：学校教育法、安曇野市学校設置条例

【主な事業】

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養う。

【平成 23 年度実績値】

児童数	管理運営費	一人当たり管理運営費
5,670 人	156,391 千円	27,582 円/人・年

※管理運営費は、豊科南小学校、豊科北小学校に係る工事費を除く。

【現状と課題】

- ① 本市の児童数は減少傾向にあるが、学校・地域間において増減に差が生じており、豊科南小学校は増加傾向にある一方で、豊科東小学校、明北小学校は減少傾向にあります。
- ② 配置については、旧町村単位としておりほぼ適当と考えるが、明北小学校において児童数減少が顕著であることから、明科地域における小学校のあり方についての検討を視野に入れる必要がある。
- ③ 耐震補強工事については完了しているものの、非構造部材の耐震化が必要である。
- ④ 豊科北小学校、穂高北小学校は大規模改修を完了しているが、今後、計画的に大規模改修を進める必要がある。
- ⑤ 三郷小学校については、大規模校解消、大規模改修のための通学区域見直しの検討を実施したが、現状で進めることで結論を得ている。

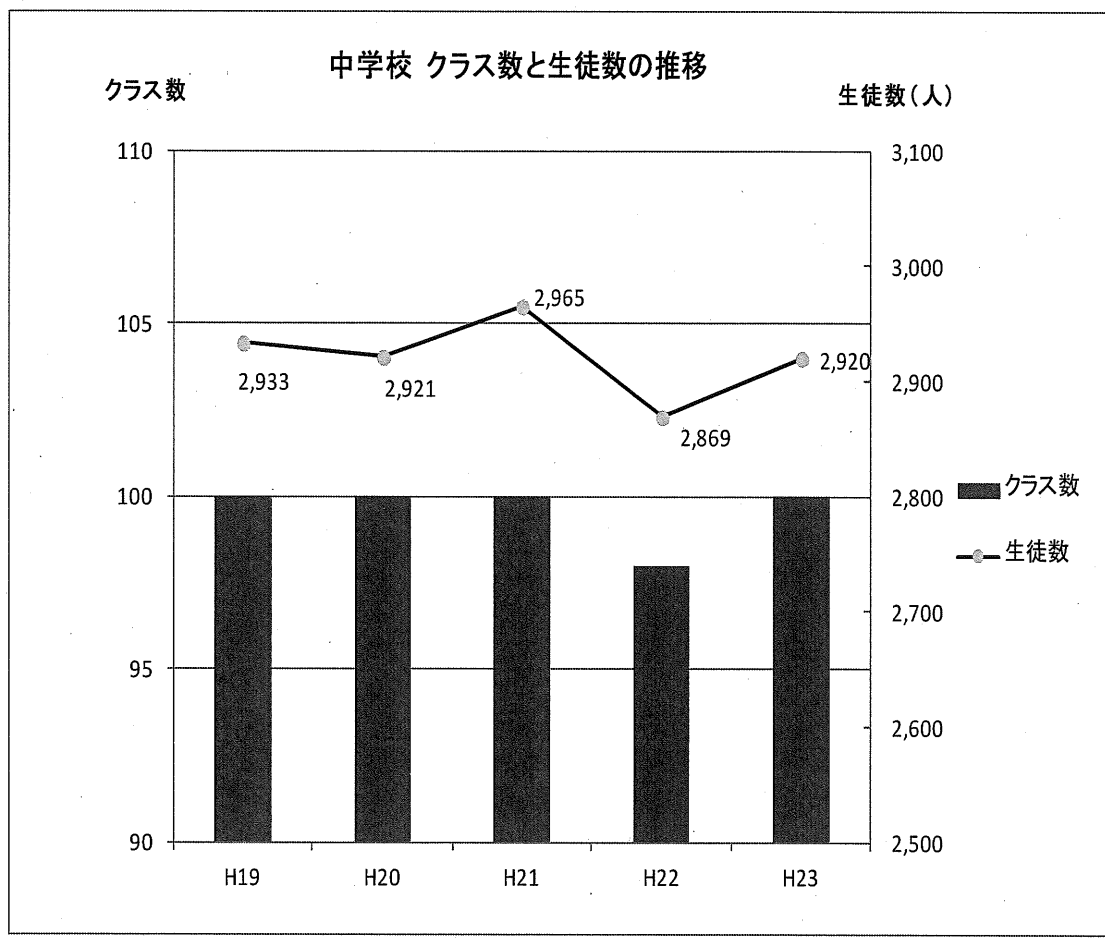
(2) 中学校

【施設の概要】

学校名	建築年	学級数	生徒数	施設概要
豊科南中学校	S60	12	350 人	校舎、屋内運動場、プール棟、物置他
豊科北中学校	S62	14	443 人	〃
穂高東中学校	S49	17	555 人	〃
穂高西中学校	H12	16	411 人	〃
三郷中学校	S52	20	610 人	〃
堀金中学校	S47	11	305 人	〃
明科中学校	S61	10	246 人	〃
合 計	—	100	2,920 人	—

※学級は、単式学級数と特別支援学級数の合計

※建築年は、最も古い建物の建築年



【設置の根拠又は目的】

市内の学齢生徒を就学させるために設置するもの。
根拠法令等：学校教育法、安曇野市学校設置条例

【主な事業】

小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うとともに、社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。及び学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養う。

【平成 23 年度実績値】

生徒数	管理運営費	一人当たり管理運営費
2,920 人	107,920 千円	36,959 円/人・年

※管理運営費は、豊科北中学校、穂高東中学校、三郷中学校に係る工事費を除く。

【現状と課題】

- ① 学校・地域間において生徒数の増減に差が生じており、必要教室数にも変動が生じている。特に、穂高西中学校においては、生徒数の増加による教室不足に陥る可能性がある。
- ② 耐震補強工事については完了しているものの、非構造部材の耐震化が必要である。
- ③ 穂高東中学校は、平成 24・25 年度において大規模改修工事を実施。
- ④ 豊科南中学校は、築 30 年弱が経過し施設・設備の老朽化が進んでおり、大規模改修が必要である。

(3) 学校給食センター

【施設の概要】

名称	建築年	給食提供 児童生徒数	給食提供学校名
北部学校給食センター	H24	2,868人	穂高南小学校、穂高北小学校、 穂高西小学校 穂高東中学校、穂高西中学校
北部学校給食センター 穂高幼稚園分室	S48	112人	穂高幼稚園
堀金学校給食センター	H17	940人	堀金小学校、堀金中学校
中部学校給食センター	H19	2,375人	豊科北小学校、豊科東小学校、 豊科北中学校、豊科南中学校 明南小学校、明北小学校、明科中学校
南部学校給食センター	H19	2,407人	三郷小学校、三郷中学校 豊科南小学校
合計	—	8,702人	—

※建築年は、最も古い建物の建築年

【設置の根拠又は目的】

学校給食の調理等の業務を処理するため設置するもの。
根拠法令等：安曇野市学校給食センター条例

【主な事業】

給食調理業務、洗浄業務、運搬業務

【平成23年度実績値】

給食提供児童生徒数	管理運営費	一人当たり管理運営費
8,702人	280,884千円	32,278円/人・年

【現状と課題】

- ① 学校給食を提供する施設であり、市として必要な施設であることから、維持管理を継続しなければならない施設である。
- ② 堀金学校給食センターは、竣工から7年目を迎え経年により給湯・空調・調理設備の老朽化に伴い、修繕費が嵩むことが予想される。また、施設自体手狭であることから、感染症予防、衛生管理の観点からも改善を検討する必要がある。

(4) 教員住宅

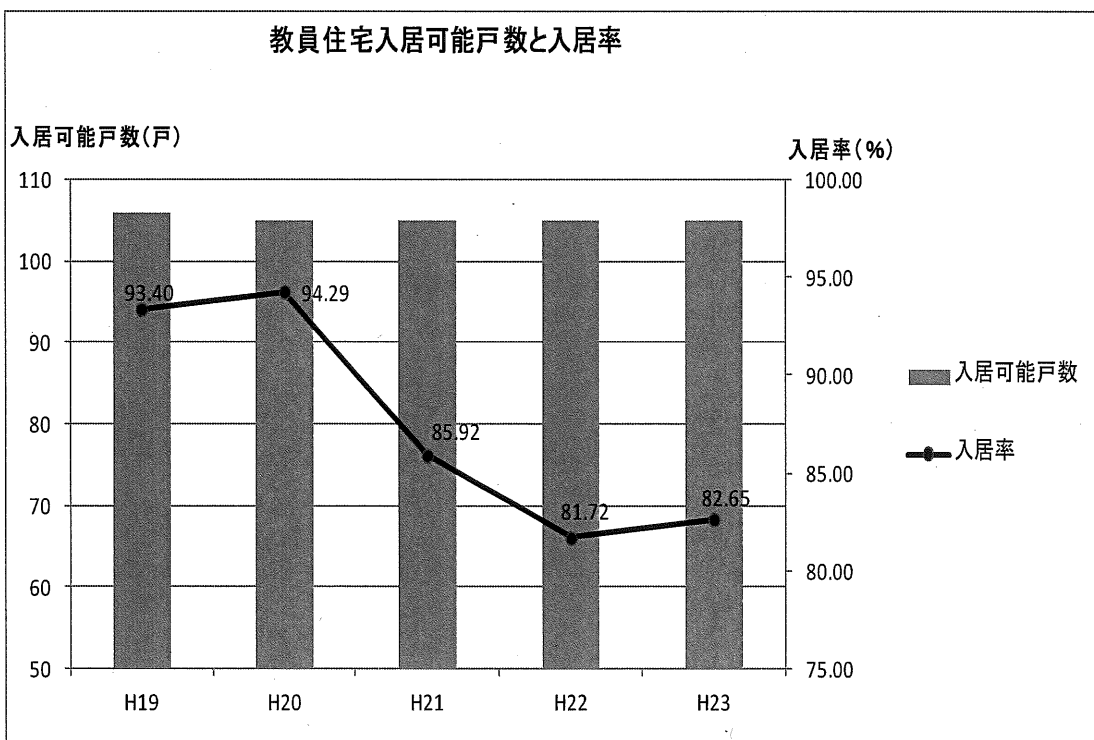
【施設の概要】

名称	建築年	戸数	名称	建築年	戸数
本村教職員住宅	S51	2	下長尾教職員住宅	S63	4
宮南教職員住宅	S52	1	下長尾教職員住宅(校長住宅)	S52	1
豊科南中教職員住宅	S60	1	二木教職員住宅	H 4	10
豊科南中校長住宅	S60	1	堀金教職員住宅	H 2	9
豊科南小校長住宅	S48	0	堀金小校長住宅	S53	1
東小・田沢教職員住宅	S57	4	宮本教職員住宅	S61	4
旭町教職員住宅(校長住宅)	S56	1	細萱教職員住宅	H 4	4
上原北教職員住宅	S62	22	踏入教職員住宅	H 3	8
上原北教職員住宅(校長住宅)	S61	1	吉野教職員住宅	H 5	4
上原教職員住宅	S59	1	橋爪教職員住宅	H 9	6
柏矢町教職員住宅(校長住宅)	S56	1	橋爪教職員住宅(校長住宅)	H 9	2
柏矢町教職員住宅	S59	1	押野教職員住宅	H10	10
柏原教職員住宅	S57	4			
小倉教職員住宅	H3	2	合 計	—	105

※戸数は、平成23年4月1日現在数

※建築年は、最も古い建物の建築年

教員住宅入居可能戸数と入居率



【設置の根拠又は目的】

安曇野市立小中学校に勤務する教職員及びその家族の任地内居住を確保するため設置するもの。

根拠法令等：安曇野市教職員住宅管理規則

【主な事業】

教職員住宅の安定確保と適正管理

【平成 23 年度実績値】

入居可能世帯数	管理運営費	一世帯当たり管理運営費
105 世帯	9,122 千円	86,876 円/世帯・年

【現状と課題】

- ① 全体として老朽化が進んでいる。
- ② 入居率が低下傾向にあることから、入居率向上に向けての対策が必要である。
- ③ 民間賃貸住宅が多数存在する中で、市が教職員住宅を整備し、維持管理していくことの必要性について検討することが必要である。
- ④ 堀金小学校校長住宅は平成 24 年に取り壊し、本村教員住宅は平成 25 年中に取り壊し予定。
- ⑤ 小倉教員住宅、押野教職員住宅は、立地的な問題から入居者はいない。
- ⑥ 入居が見込めない教職員住宅については、福祉関係施設への転用を検討する。

生涯学習施設

(1) 美術館、博物館、資料館

【施設の概要】

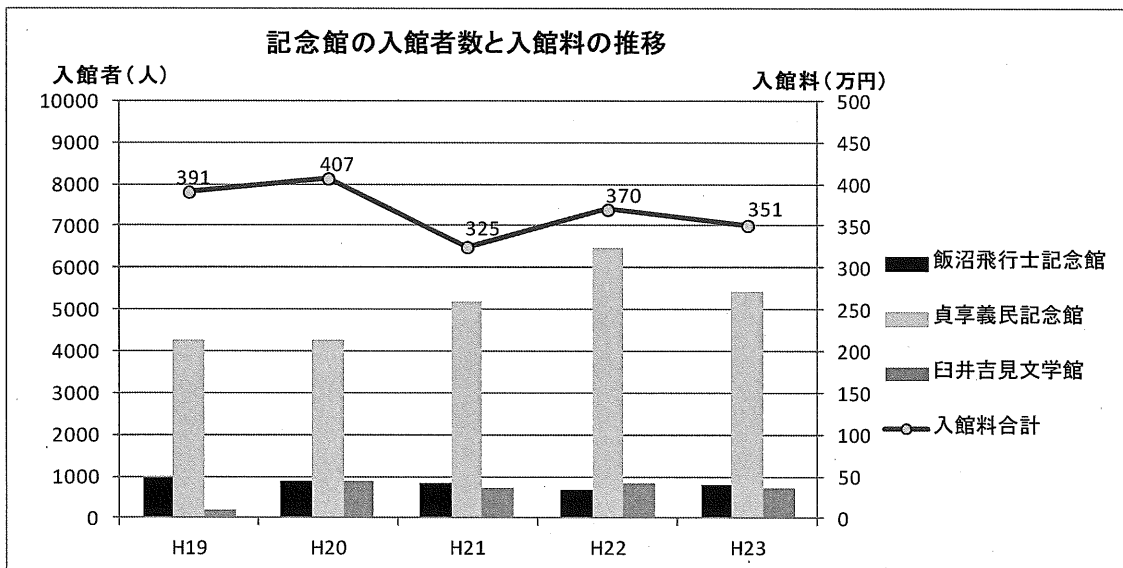
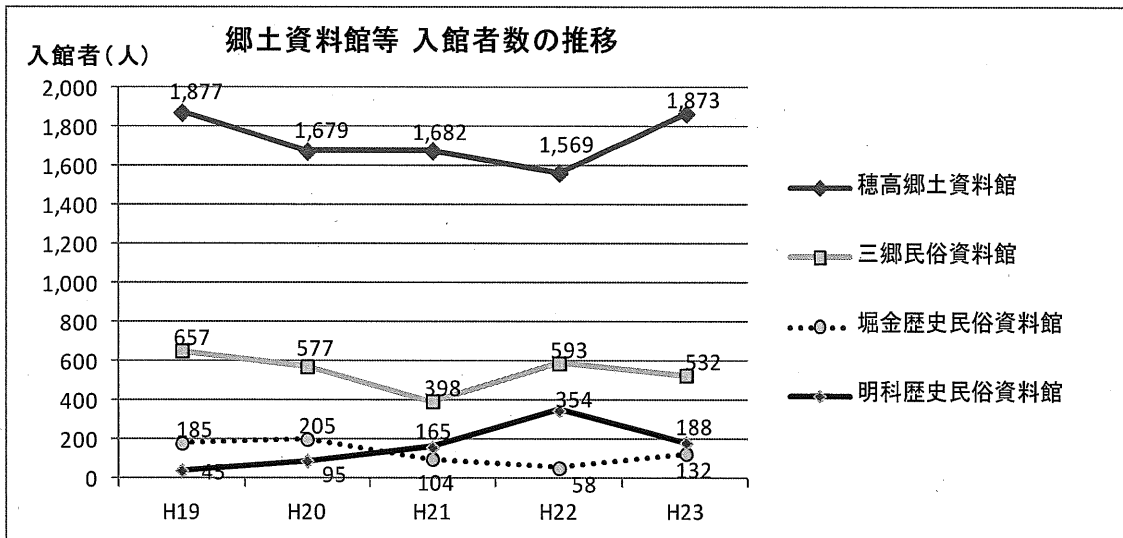
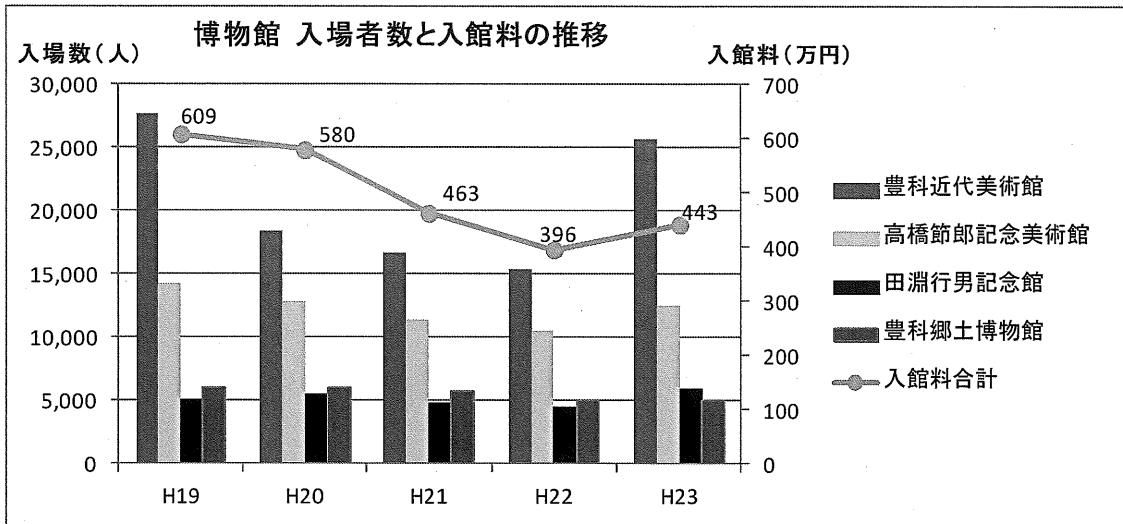
名称	建築年	施設の概要
安曇野市豊科近代美術館	H2	美術館1棟、収蔵庫、外便所、バラ園
安曇野高橋節郎記念美術館	H14	本館、主屋、南の蔵、北の蔵、西の蔵、庭園他
田淵行男記念館	H 2	記念館1棟、外便所
飯沼飛行士記念館	H 1	記念館1棟
貞享義民記念館	H 4	記念館1棟、あずまや、外便所他
白井吉見文学館	H 3	文学館1棟
安曇野市豊科郷土博物館	S54	博物館1棟
安曇野市穂高郷土資料館	S47	資料館1棟
安曇野市三郷民俗資料館	S26	資料館1棟
安曇野市堀金歴史民俗資料館	S54	資料館1棟
安曇野市明科歴史民俗資料館	S52	資料館1棟
福武直記念館	S62	収蔵庫1棟

※建築年は、最も古い建物の建築年

【設置の根拠又は目的】

芸術文化の発展及び地域振興に寄与するとともに、資料の展示、保管及び生涯学習の場として活用する。

名称	根拠法令
安曇野市豊科近代美術館	安曇野市博物館条例
安曇野高橋節郎記念美術館	〃
田淵行男記念館	〃
飯沼飛行士記念館	飯沼飛行士記念館条例
貞享義民記念館	貞享義民記念館条例
白井吉見文学館	白井吉見文学館条例
安曇野市豊科郷土博物館	安曇野市博物館条例
安曇野市穂高郷土資料館	安曇野市郷土資料館条例
安曇野市三郷民俗資料館	〃
安曇野市堀金歴史民俗資料館	〃
安曇野市明科歴史民俗資料館	〃
福武直記念館	なし



【主な事業】

常設展示、企画展・講座・学習会等の開催

【平成 23 年度実績値】

	入館者数	管理運営費	一人当たり 管理運営費
博物館条例に基づく施設	49,327 人	91,150 千円	1,848 円/人・回
郷土資料館条例に基づく施設	2,725 人	3,499 千円	1,284 円/人・回
個別の条例に基づく記念館等	7,089 人	14,422 千円	2,034 円/人・回

【現状と課題】

- ① 豊科近代美術館は、市の基幹美術館に位置づけられ、平成 24・25 年度に増築を行うが、機能的には不十分な面がある。
- ② 高橋節郎記念美術館は、名誉市民を顕彰する施設でもあり、登録有形文化財の生家、蔵の管理も合わせて行っている。築 10 年であるが、修繕箇所が発生している。
- ③ 田淵行男記念館は、名誉市民を顕彰する施設でもあり、山岳写真や自然観察などの収蔵品を有するが、収蔵庫等の不足から博物館活動を行う上では施設面で不十分である。
- ④ 穂高郷土資料館を除く、地域の歴史・民俗資料館等を閉館し、豊科郷土博物館に統合し、学芸活動の拠点学術施設として事業展開を図って行く。
- ⑤ 飯沼飛行士記念館は、建物と底地は市有であるが、展示物がある生家等は個人から借用している。年間入場者数が 1,000 人を下回っていることから、郷土博物館の展示の中に位置づけることも可能である。
建物は、市民らから寄附を得て建築したものである。
- ⑥ 臼井吉見文学館は、個人を顕彰する館であり、資料も限られていることから、図書館や総合支所内での展示でも対応が可能である。また、年間入場者数が 1,000 人を下回っている。
- ⑦ 穂高郷土資料館は、開館から 40 年近くが経過し施設の老朽化が進んでいるが、鐘の鳴る丘集会所に隣接し観光ルート内にあることから、年間 1800 人余の入場者がある。今後、市の博物館構想の検討を進める中で、利用方法を検討する。
- ⑧ 三郷民俗資料館、堀金歴史民俗資料館、明科歴史民俗資料館は、平成 24 年 11 月 30 日をもって閉館した。収蔵資料は資料庫へ移転し整理を進めて行く。
- ⑨ 明科歴史民俗資料館は、平成 27 年度に取り壊し予定。
- ⑩ 福武直記念館は、平成元年に福武直氏（故人）から土地、建物、硯・印材・掛軸等の寄附を受けたものである。場所及び内容等から一般に公開する事が難しい施設である。

(2) 交流学習センター

【施設の概要】

名称	建築年	施設概要
安曇野市豊科交流学習センター	H22	多目的交流ホール、熊井啓記念館他
安曇野市穂高交流学習センター	H21	多目的交流ホール、展示ギャラリー他
安曇野市明科子どもと大人の交流学習施設	H15	学習館、屋外ホール

【設置の根拠又は目的】

学習の拠点として、文化芸術の発展に向けた市民の自発的な活動の場を提供するため設置するもの。

名称	根拠法令
安曇野市豊科交流学習センター	安曇野市交流学習センター条例
安曇野市穂高交流学習センター	〃
安曇野市明科子どもと大人の交流学習施設	安曇野市明科子どもと大人の交流学習施設条例 安曇野市明科学習館条例

【主な事業】

市民の芸術及び文化活動の普及及び振興に関する事業

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
468,166 人	56,457 千円	121 円/人・回

【現状と課題】

- ① 豊科交流学習センターは、貸部屋が多く、機能的には公民館と類似している。豊科近代美術館と接続しており、連携した事業展開により美術館機能を補っている。
- ② 穂高交流学習センターは、ホールは充実し利用が多いが、付随する控室が限られているなど、機能が不十分な面がある。
- ③ 豊科・穂高交流学習センターとも、駐車場が不足する。
- ④ 子どもと大人の交流施設については、各地域に交流学習センターが建設されている現状から、今後、他の交流学習センターと統一した管理を検討する必要がある。

(3) 公民館

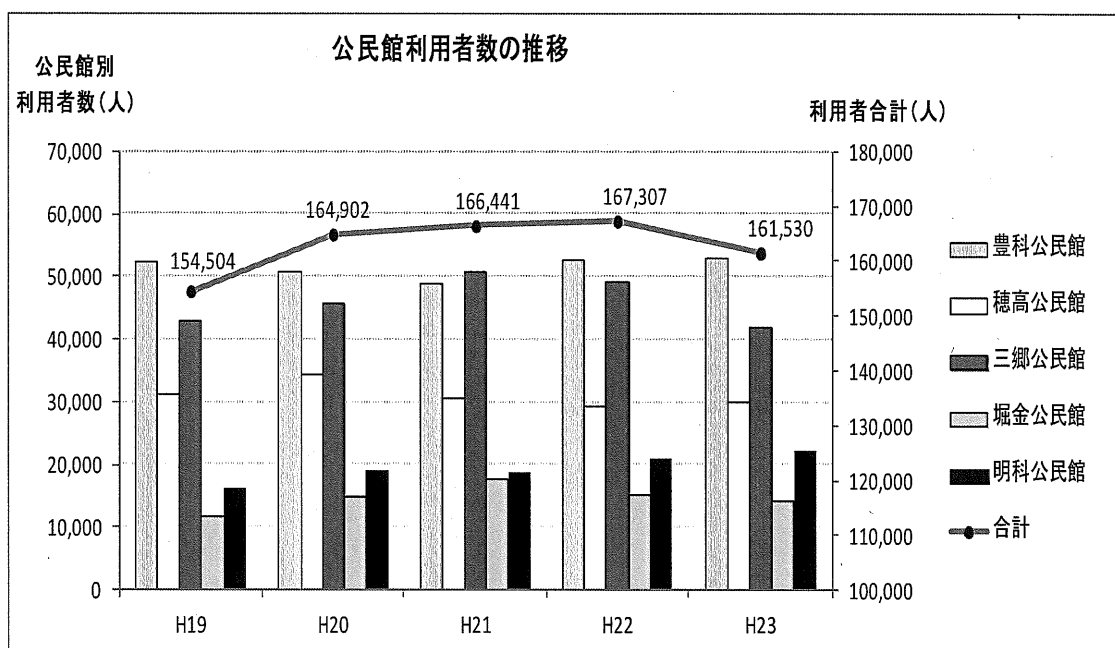
【施設の概要】

名称	建築年	貸館稼働率	施設概要
安曇野市豊科公民館	S42	40.51%	会議室、和室、劇場、楽屋他
安曇野市穂高公民館	S54	19.34%	会議室、講堂、調理室他
安曇野市三郷公民館	S56	26.97%	会議室、講堂、調理室他
安曇野市堀金公民館	S54	15.46%	会議室、講堂他
安曇野市明科公民館	H24	20.69%	会議室他

※年間利用者数は平成 23 年度値

※貸館稼働率は平成 21 年度～23 年度の平均値

※建築年は、最も古い建物の建築年



【設置の根拠又は目的】

地域の社会教育活動の拠点、地域住民の集会施設として設置するもの。

根拠法令等：安曇野市公民館条例

【主な事業】

生涯学習、社会教育に関する講座・講習・講演会などの開催や情報提供を図るとともに、地域住民の生涯学習活動の場として、必要な設備や備品を提供する。

【平成 23 年度実績値】

年間利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
153,487 人	65,028 千円	403 円/人・回

【現状と課題】

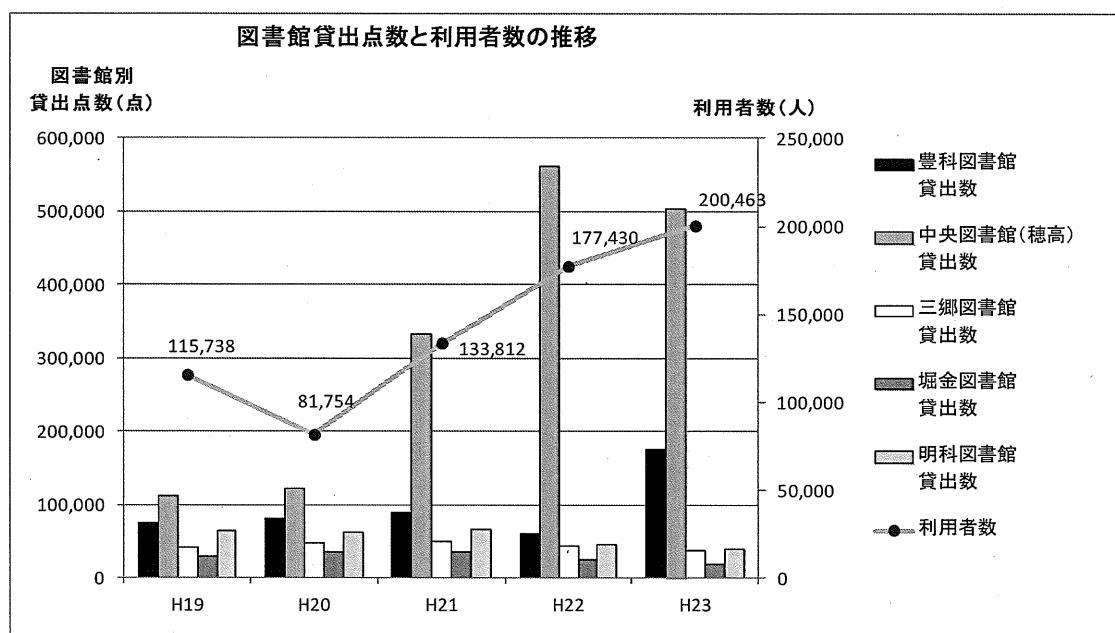
- ① 施設使用料については、使用料減免規定で市及び市教育委員会が名義後援すると施設使用料が 100%減免されることとなるが、市長部局所管の類似施設との整合、施設の維持管理に係る財源の確保、税負担の公平性の確保、受益と負担の視点から見直す必要がある。
- ② 生涯学習団体に係る使用料の減免も同様である。
- ③ 豊科公民館
 - ・ 劇場施設を含めて公民館と位置づけているが、社会教育法に定める公民館では利用に制限があるため、ホール機能の部分については多様な市民利用に対応するために「福祉センター」的な位置づけ（条例設置）に改める必要がある。
 - ・ 収容人員が最大 750 人程度であり、市の規模や興業的な採算ベースから見ると大きく不足している。
 - ・ 駐車場が市職員駐車場に充てられており、利用者の駐車に支障が出ている。
- ④ 穂高公民館
平成 25 年度で耐震補強を含め施設の大規模改修工事を行う。
- ⑤ 三郷公民館
平成 27 年度で耐震補強を含め施設の大規模改修工事を行う。
- ⑥ 堀金公民館
昭和 54 年建築で施設の老朽化も進み、耐震診断未実施である。堀金総合支所整備計画とあわせ、今後の整備検討が必要。
- ⑦ 明科公民館
総合支所との複合施設として整備済みである。

(4) 図書館

【施設の概要】

名称	建築年	蔵書数	利用者数
安曇野市中央図書館	H21	170,025 冊	127,014 人
安曇野市豊科図書館	H22	70,756 冊	47,126 人
安曇野市三郷図書館	S57	29,895 冊	9,033 人
安曇野市堀金図書館	S54	22,993 冊	4,843 人
安曇野市明科図書館	H15	44,645 冊	12,447 人
合 計	—	338,314 冊	200,463 人

※蔵書数、利用者数は23年度値



【設置の根拠又は目的】

知識情報を求める市民に対し、公平、自由に資料を提供するため設置するもの。
根拠法令等：安曇野市図書館条例

【主な事業】

図書への貸し出し、配本業務、各種講座・研修会の開催、資料企画展示、郷土資料の収集

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
200,463 人	184,376 千円	920 円/人・回

※利用者数：貸し出しカードで本等を借りた人数

【現状と課題】

- ① 全ての施設が複合施設の一部となっており、それぞれの施設の維持管理を担当する部署が異なっているため、課題が発生するたびに調整が必要となる場合がある。
- ② 市全体の図書館における蔵書数について、今後新設が計画されている図書館と整備済みの図書館との連携により適正な配分を行い、図書館基本計画に定める目標蔵書数(400,000点)の確保に向けて取り組む必要がある。(平成23年度末蔵書数：338,314点)
- ③ 豊科図書館は、交流学习センターの行事などが重なると駐車場が不足する。新本庁舎建設とあわせて、エリア内での効率的な駐車場の確保及び活用方法を研究する必要がある。
- ④ 中央図書館は、市の基幹図書館に位置付けられているが、豊科図書館同様、駐車場の確保が課題となっている。
- ⑤ 中央図書館は、平日の開館時間が午前9時から午後8時までと、一般的な図書館、市の他の図書館と比較して3時間長いことから、人件費及び光熱費が高んでおり、計画している三郷図書館、堀金図書館の整備と並行して研究する必要がある。
- ⑥ 三郷図書館は、老朽化している上に狭隘であることから、新設整備が計画されている。施設内容及び蔵書数などについて、適正な規模となるよう研究する必要がある。
- ⑦ 堀金図書館は、老朽化している上に狭隘であることから、新設整備が計画されている。施設内容及び蔵書数などについて、適正な規模となるよう研究する必要がある。
- ⑧ 明科図書館は開館から約10年が経過するが、利用者数、貸出点数とも減少傾向にあることから、利用者拡大の取り組みが必要である。

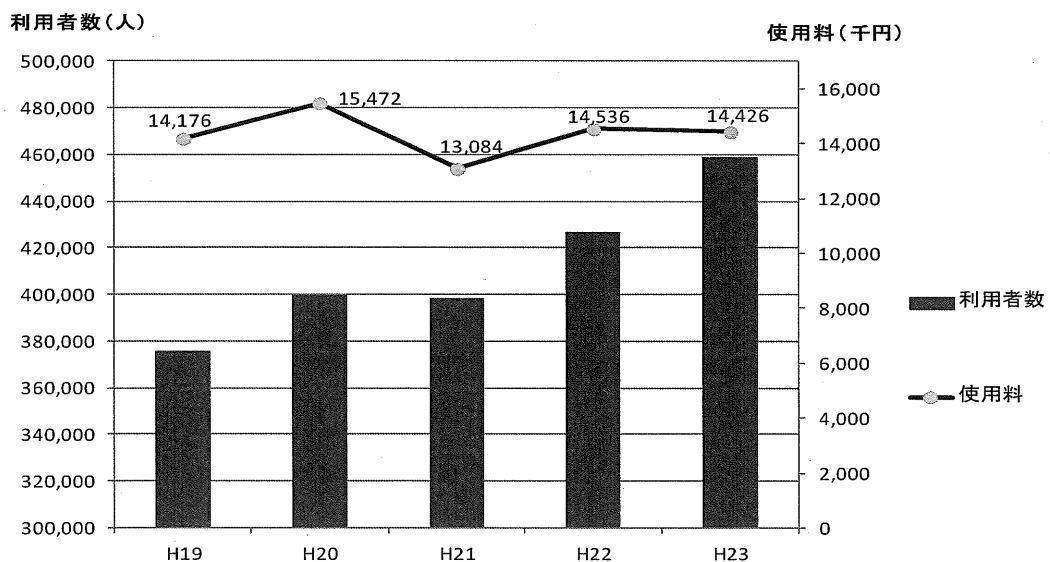
(5) スポーツ施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設の概要
安曇野市豊科南社会体育館	S48	体育館
安曇野市豊科武道館	S29	柔道場、剣道場
安曇野市豊科弓道場	H 4	弓道場
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設	H 7	体育館、テニスコート
安曇野市穂高総合体育館	S55	体育館、柔剣道場、卓球室
安曇野市牧体育館	H 7	体育館、研修室
安曇野市三郷体育館	S47	体育館
三郷文化公園体育館	H 4	体育館、柔道場、剣道場
安曇野市堀金総合体育館	H 1	体育館、柔道場、剣道場
安曇野市堀金多目的屋内運動場	H11	運動場
安曇野市明科体育館	S57	体育館、柔剣道場
安曇野市豊科屋内ゲートボール場	H 6	ゲートボール場
安曇野市三郷屋内ゲートボール場	H 5	ゲートボール場
安曇野市穂高プール	H 1	管理棟、流水プール、25m プール他

※建築年は、最も古い建物の建築年

スポーツ施設利用者数と使用料の推移
(穂高プールを除く)



【設置の根拠又は目的】

市民の運動能力向上と健康づくりのため、自主的な体育活動の場を提供するため設置するもの。

名称	根拠法令
安曇野市豊科南社会体育館	安曇野市体育施設条例
安曇野市豊科武道館	〃
安曇野市豊科弓道場	〃
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設	〃
安曇野市穂高総合体育館	〃
安曇野市牧体育館	〃
安曇野市三郷体育館	〃
三郷文化公園体育館	安曇野市都市公園条例
安曇野市堀金総合体育館	安曇野市体育施設条例
安曇野市堀金多目的屋内運動場	〃
安曇野市明科体育館	〃
安曇野市豊科屋内ゲートボール場	〃
安曇野市三郷屋内ゲートボール場	安曇野市三郷屋内ゲートボール場条例
安曇野市穂高プール	安曇野市体育施設条例

【主な事業】

市民の自主的な体育活動のための貸館業務
スポーツ教室等の開催

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
458,711 人	94,036 千円	205 円/人・回

【現状と課題】

- ① 市内の屋内スポーツ施設は、体育協会、スポーツ少年団、様々なリーグ戦等で使用されていることから稼働率も高く、現状では老朽化しているというだけで用途廃止し施設の解体除去というようなわけにはいかないと考える。
- ② そのため老朽化の著しいスポーツ施設については安全確保を第一に部分改修などの維持管理に努めている。また、部分改修などで対応できない施設については新たな機能の追加も検討しながら改築や全面改修に向けた整備を進める。

- ③ 施設使用料については、施設の維持管理に係る財源の確保、税負担の公平性の確保、受益と負担の視点から使用料減免規定を見直す必要がある。
- ④ 豊科南社会体育館、豊科武道館柔道場剣道場、豊科弓道場、豊科屋内ゲートボール場については、合併協議の合意項目である豊科南部屋内運動場の新設との整合性を考慮し、廃止も踏まえて検討する。
- ⑤ 豊科勤労者総合スポーツ施設、牧体育館、堀金総合体育館、堀金多目的屋内運動場、明科体育館については、安全確保を第一に部分改修などの維持管理に努める。
- ⑥ 穂高総合体育館については、平成 25・26 年度において、耐震補強を含めた施設の大規模改修工事の実施を予定している。
- ⑦ 三郷文化公園体育館については、平成 27 年度から改修工事を予定。
- ⑧ 三郷屋内ゲートボール場の利用頻度は低く、施設を持ち続ける必要性は低い。

(6) その他の生涯学習施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設の概要
安曇野市穂高陶芸会館	S57	展示棟、収蔵庫、学習棟、窯場棟他
碌山公園体験学習施設	H19	体験学習施設2棟

【設置の根拠又は目的】

芸施術の鑑賞・体験により、質の高い生活づくりや地域づくりに結びつく触媒となる空間を提供する。

名称	根拠法令
安曇野市穂高陶芸会館	安曇野市穂高陶芸会館条例
碌山公園体験学習施設	安曇野市都市公園条例

【主な事業】

古民芸陶器の展示及び作陶体験。

水彩画、彫塑等の講座の開催と展覧会等への会場提供（貸館）。

【平成23年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
11,874人	15,836千円	1,334円/人・回

【現状と課題】

- ① 穂高陶芸会館の展示品は、安曇野市に縁のない作品である。また、施設・備品の老朽化が目立ち、作陶は同地域にある研成ホールでも可能であることから、他用途への転換も検討が必要である。
- ② 碌山公園体験学習施設（研成ホール）は、碌山公園の附属建物として建設された。当初、碌山館と協力して美術工芸等の学習会や展示発表の場として建設された。現在は文化団体等でも使用されている。陶芸窯は碌山館から寄付されたものであり、碌山館主催の陶芸教室が定期的で開催されている。

その他の教育施設

(1) 人権教育集会所

【施設の概要】

学校名	建築年	施設概要
安曇野市豊科町通り人権教育集会所	S62	会議室、学習室、トイレ他
安曇野市豊科解放館	S52	〃
安曇野市穂高人権教育集会所	S53	〃
安曇野市堀金人権教育集会所	S53	〃
安曇野市明科学習センター	S55	〃

【設置の根拠又は目的】

市民の人権問題に対する理解と知識を深め地域の社会教育の振興を図るために設置するもの。

根拠法令等：安曇野市人権教育集会所条例

【主な事業】

地域の人権教育啓発をはじめとした集会施設として活用

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
1,249 人	1,405 千円	1,125 円/人・回

【現状と課題】

- ① 以下の現状（利用者数、利用度等）を勘案し、市域全体であらためて配置を検討する必要がある。
- ② 豊科解放館は、老朽化も進み、隣に小瀬幅公民館が新築されており利用はほとんどない。
- ③ 堀金人権教育集会所は、昭和 53 年建築で老朽化も進み、施設利用も地区の集会等に限られている。
- ④ 明科学習センターは、老朽化が著しく、利用者は皆無である。

(2) 青少年集会施設

【施設の概要】

名称	建築(移築)年	施設の概要
安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所	S56	会議室、資料室、調理室、トイレ

【設置の根拠又は目的】

青少年の研修及び郷土史等の学習のため設置するもの。

根拠法令等：安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所条例

【主な事業】

青少年の健全育成に係る集団学習及び宿泊活動指導、郷土の歴史や学習に関する事業

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
187 人	724 千円	3,872 円/人・回

【現状と課題】

社会状況の変化により、山間地で入浴設備もない施設であることに併せ、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災以降、耐震構造から外れる建築物であるため利用頻度は急下降している。文化的、観光的価値は高い施設であるので今後の利用について再考する必要がある。

庁舎

(1) 庁舎

【施設の概要】

名称	建築年	施設概要
安曇野市役所本庁舎	S42	本庁舎
安曇野市豊科総合支所庁舎	S33	支所庁舎、庁舎別館、上下水道庁舎他
安曇野市穂高総合支所庁舎	S47	支所庁舎、庁舎別棟、別棟会議室他
安曇野市三郷総合支所庁舎	S55	支所庁舎他
安曇野市堀金総合支所庁舎	H14	支所庁舎、庁舎別館他
安曇野市明科総合支所庁舎	H24	明科公民館との複合施設

※建築年は、最も古い建物の建築年

【設置の根拠又は目的】

地方自治法 155 条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため設置するもの。

名称	根拠法令
安曇野市役所本庁舎	安曇野市役所の位置を定める条例
安曇野市豊科総合支所庁舎	安曇野市総合支所設置条例
安曇野市穂高総合支所庁舎	〃
安曇野市三郷総合支所庁舎	〃
安曇野市堀金総合支所庁舎	〃
安曇野市明科総合支所庁舎	〃

【平成 23 年度実績値】

管理運営費（年額）
133,243 千円

【現状と課題】

- ① 本市の新本庁舎建設については、建築工事に係る入札が終了し、市議会平成 25 年 3 月定例会にて建築工事請負契約が議決され、平成 27 年供用開始に向け始動している。

- ② 本庁舎等建設基本計画では、現在の総合支所は、規模・機能を縮小しつつも、地域公民館と一体となって地域づくりを進めて行く拠点として存続することとしていることから、老朽化が進む総合支所庁舎の改修等が課題となる。
- ③ 安曇野市役所本庁舎は、本庁舎等建設基本計画で耐震性や防災上問題があり、市民が利用する場所として望ましくないとされていることから、新本庁舎建設後は、建物の利活用は考えず取り壊し、跡地を長野県安曇野庁舎の駐車場としての利用を予定している。
- ④ 豊科総合支所庁舎
新本庁舎建設後は、取り壊しを予定している。
- ⑤ 穂高総合支所庁舎
現地改築を計画しているが、敷地の一部が借地であることから、当該土地の取得が優先する。
- ⑥ 三郷総合支所庁舎は築 30 年を超える施設であり、設備等各所に不具合が生じている。特に冷暖房施設は計画的に保守修繕をしてきているものの、機能の衰えは否めなく応急措置的な修理も必要となっている。
- ⑦ 堀金総合支所庁舎は、平成 14 年建築の新しい施設である。一方、隣接する堀金公民館は新耐震基準を満たしていないことと、老朽化が著しいため、公民館・図書館を取り壊し、その機能を堀金総合支所庁舎に集約させることを検討している。

福祉施設

(1) 地域福祉施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設概要
安曇野市豊科ささえあいセンター	S58	会議室、学習室、トイレ他

【設置の根拠又は目的】

社会に貢献する活動（公益活動）のための情報収集、意見交換等の場を提供することにより、市民が行う公益活動を支援するために設置するもの。

根拠法令等：安曇野市豊科ささえあいセンター条例

【主な事業】

ボランティア活動、市民活動を支援するための会議室等場所の提供

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
8,910 人	5,000 千円	561 円/人・回

【現状と課題】

- ① 併設施設の利活用も含め、施設のあり方を検討する必要がある。
- ② ①の検討にあたっては、ボランティア活動の支援等地域福祉の推進に関する事項について、市と市社会福協議会との役割分担を明確にする必要がある。

(2) 高齢者福祉センター

【施設の概要】

名称	建築年	施設概要
豊科ふれあいホール	H 6	障害者活動支援センターとの複合施設
穂高老人福祉センター	H 4	穂高デイサービスセンター等との複合施設
安曇野市三郷福祉センター	H 6	三郷デイサービスセンター等との複合施設
明科福祉センター	H12	明科保健センター等との複合施設

【設置の根拠又は目的】

地域における福祉活動の拠点として、各種福祉サービスを総合的に行い、もって福祉の推進と意識の高揚を図るため設置するもの。

名称	根拠法令
豊科ふれあいホール	安曇野市高齢者集会施設条例
穂高老人福祉センター	安曇野市穂高地域福祉センター条例
安曇野市三郷福祉センター	安曇野市三郷福祉センター・デイサービスセンター条例
明科福祉センター	安曇野市明科総合福祉センター条例

【主な事業】

高齢者団体、ボランティアグループ、子育てグループ等の活動及び健康増進の場としての施設の提供。高齢者、障害者の入浴。

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
60,539 人	66,612 千円	1,100 円/人・回

※管理運営費は、穂高老人福祉センターに係る工事費を除く。

【現状と課題】

- ① 今後の超高齢社会には必要な施設ではあるが、市内 2～3 か所の設置に絞ることが必要である。(豊科・堀金老人福祉センターは市社会福祉協議会所有である。)
- ② ふれあいホールは、新本庁舎建設後、保健センター等隣接する施設を含め、一体に新たな利活用を検討する必要がある。
- ③ 穂高老人福祉センター、三郷福祉センター、明科福祉センターは他の機能も有する複合施設であるが、入浴施設の運営継続の必要性、有料化も検討すべきである。また、市社協の介護保険事業所等も置かれている。

(3) 高齢者デイサービスセンター

【施設の概要】

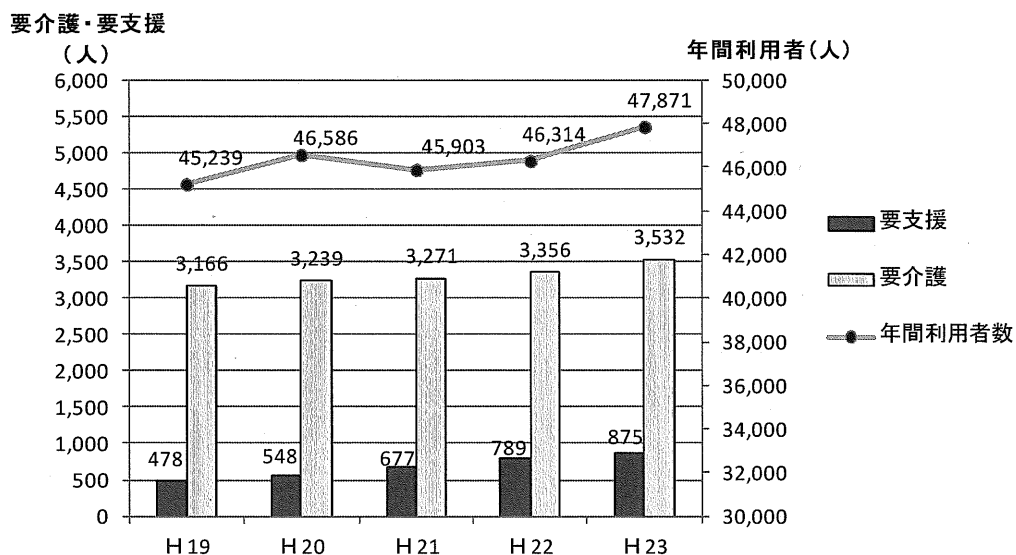
名称	建築年
安曇野市豊科デイサービスセンター	H11
穂高デイサービスセンター	H 4
安曇野市三郷デイサービスセンター	H 6
安曇野市堀金デイサービスセンター	H11
明科デイサービスセンター	H12

【設置の根拠又は目的】

在宅の虚弱老人等の福祉の増進及び自立の促進を図り、もって家族の負担軽減を図るため設置するもの。

名称	根拠法令
安曇野市豊科デイサービスセンター	安曇野市デイサービスセンター条例
穂高デイサービスセンター	安曇野市穂高地域福祉センター条例
安曇野市三郷デイサービスセンター	安曇野市三郷福祉センター・デイサービスセンター条例
安曇野市堀金デイサービスセンター	安曇野市デイサービスセンター条例
明科デイサービスセンター	安曇野市明科総合福祉センター条例

要介護・要支援者数と
デイサービス年間利用者数の推移



【主な事業】

生活指導、日常動作訓練及び機能訓練、健康指導、送迎、介護サービス、給食サービス、入浴サービス

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
47,871 人	423,844 千円	8,854 円/人・回

【現状と課題】

- ① 各施設とも老朽化が進んでおり、軽微な補修は絶えない状況である。
- ② 市として、今後引き続き 5 か所すべてのデイサービスセンターを持ち続ける必要はないと考える。
- ③ 穂高デイサービスセンターは国庫補助金を受け入れ建設した施設である。
- ④ 豊科デイサービスセンターは、豊科保健センター、ふれあいホール、障害者活動支援センターが隣接することから、新本庁舎供用開始後、あらためて一体的に見直しを含めた利活用と維持管理方法を検討する必要がある。
- ⑤ 穂高デイサービスセンター、明科デイサービスセンターは、複合施設に他の施設と併設されているが、市社会福祉協議会支所事務所も同居している。
- ⑥ 堀金デイサービスセンターは、堀金保健センター、老人福祉センター、障害者共同作業所に併設されているが、老人福祉センターは市社会福祉協議会の所有であり、他の複合施設とは形態が異なっている。

(4) 障害者支援施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設概要
安曇野市障害者活動支援センター	H 6	訓練室、食堂、静養室、浴室他
安曇野市ひめこぶしの家	H19	多目的作業室、食堂談話室、厨房他

【設置の根拠又は目的】

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、併せて介護者の負担軽減を図るため設置するもの。

名称	根拠法令
安曇野市障害者活動支援センター	安曇野市障害者活動支援センター条例
安曇野市ひめこぶしの家	安曇野市ひめこぶしの家条例

【主な事業】

障害者自立支援法に基づく生活介護事業、軽易な作業、地域との交流

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
6,412 人	69,582 千円	10,852 円/人・回

【現状と課題】

○安曇野市障害者活動支援センター

- ① 特区を取得し、市が所有する障害施設として安曇野市内で唯一特殊浴槽を完備している。
- ② 重度の障害者の利用が多く「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく生活介護施設である。
- ③ 平成 23 年度には、老朽化により懸案事項となっていた特殊浴槽の更新を行った。
- ④ 将来的には、民間に移行すべき事業であると考えている。

○安曇野市ひめこぶしの家

- ① 精神障害者家族会から発展して立ちあがった特定非営利活動法人「ほのぼの会」が指定管理者となり、管理運営に当たっている。
- ② 精神障害者が通所する地域活動支援センターとして、軽作業、余暇活動、相談支援などを行い、精神障害者の社会復帰を目指している。

(5) 障害者就労支援施設

【施設の概要】

名称	建築年	定員	事業類型
豊科たんぽぽ	H 6	20 人	就労継続支援 B 型
堀金かえでの家	H 3	20 人	〃
穂高わたぼうし	H16	20 人	地域活動支援センター
三郷すみれの郷	H 6	10 人	〃
明科ふきぼこの家	H12	20 人	〃

【設置の根拠又は目的】

障害者の就労又は技能の習得に必要な機会及び便宜を与え、その自立を助長するとともに生きがいを高めることを目的に設置するもの。

根拠法令等：安曇野市障害者就労支援センター条例

【主な事業】

障害の程度や状態等に応じた、一般就労に向けた基礎訓練や余暇活動、生産活動

【平成 23 年度実績値】

利用登録者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
81 人	103,271 千円	1,274,950 円/人・年

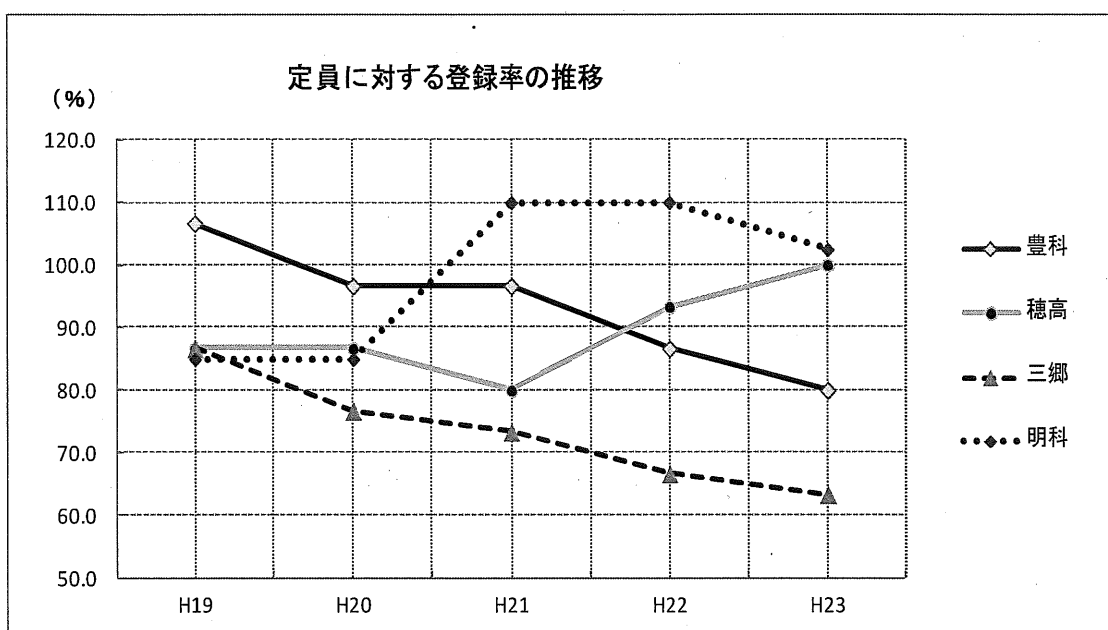
【現状と課題】

- ① 豊科たんぽぽ、堀金かえでの家は、就労継続支援 B 型事業所（自立支援給付施設）であり、将来的には民間へ移行すべき事業あり、豊科たんぽぽは、豊科社会就労センターとの一体化も検討する必要がある。
- ② 穂高わたぼうし、三郷すみれの郷、明科ふきぼこの家は、地域活動支援センターとしての位置づけであるが、障害の程度等により、①の民間事業所への通所が困難な障害者の利用を含め、現在 5 地域にある施設のあり方を総合的に検討する必要がある。
- ③ ②の検討にあたって三郷すみれの郷、堀金かえでの家、明科ふきぼこの家は、複合施設内に事業所が存することから、施設全体の利活用も合わせて検討する必要がある。

(6) 社会就労センター

【施設の概要】

名称	建築年	定員
安曇野市豊科社会就労センター	H 8	30 人
豊科社会就労センター上川手分場	S51	—
安曇野市穂高社会就労センター	H 3	30 人
安曇野市三郷社会就労センター	H 3	30 人
安曇野市明科社会就労センター	H21	40 人



【設置の根拠又は目的】

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立の助長を図るため設置するもの。

根拠法令等：安曇野市社会就労センター条例

【主な事業】

契約企業からの作業受注、作業工賃の支払い、作業員の厚生事業

【平成 23 年度実績値】

利用登録者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
114 人	21,300 千円	186,842 円/人・年

【現状と課題】

- ① 豊科社会就労センターについては、豊科たんぼぼと一体化することの検討が必要である。
- ② 障害者、生活保護受給者の就労の場として欠かせない施設である。
- ③ 平成 23 年度の定員に対する利用登録の割合は、4 施設平均で 88% であるが、その値は施設（地域）ごとに差が生じており、高い施設では 103% と定員を僅か上回る一方で、63% と定員を大きく下回っている施設がある。

(7) 障害者集会施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設概要
安曇野市豊科身体障害者会館	S63	会議室、厨房、トイレ

【設置の根拠又は目的】

市内に居住する障害者及びその家族等や地域公益活動団体の活動拠点となる場所を提供するため設置するもの。

根拠法令等：安曇野市豊科身体障害者会館条例

【主な事業】

身体障害者福祉協会の会議等の活動及び地域公益活動団体等への貸館。

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
1,152 人	837 千円	727 円/人・回

【現状と課題】

- ① 市民からの寄付により建設した施設である。

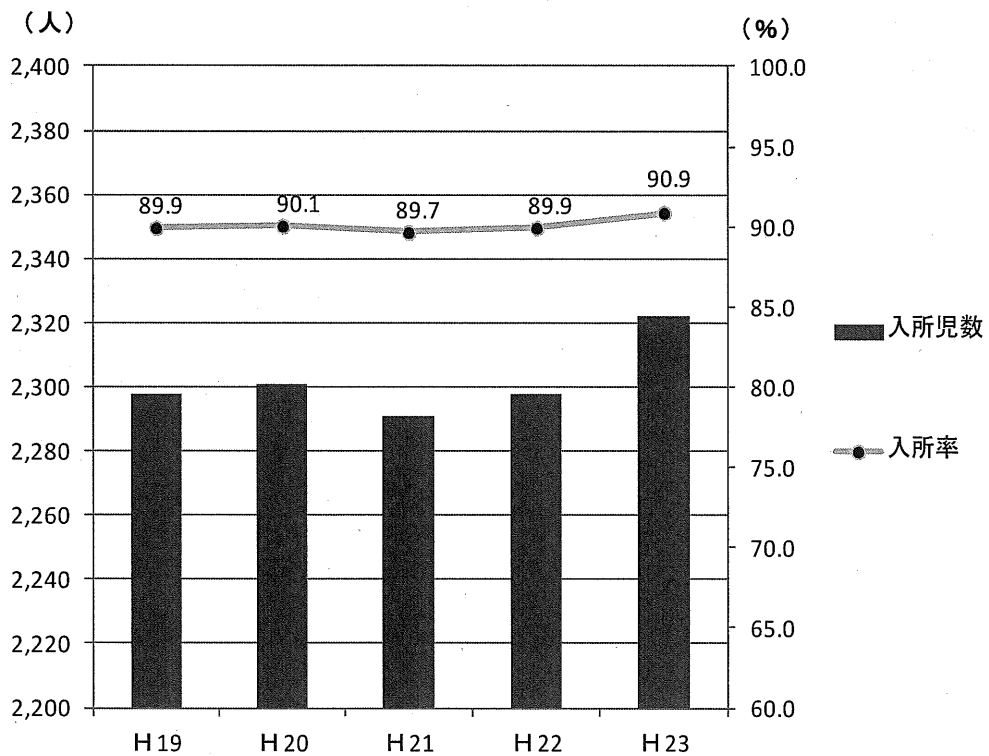
子育て施設

(1) 保育園

【施設の概要】

名称	建築年	定員	名称	建築年	定員
豊科保育園	H 3	150 人	穂高保育園	H12	180 人
豊科南部保育園	H23	130 人	三郷西部保育園	S53	70 人
南穂高保育園	H14	160 人	三郷南部保育園	S59	130 人
たつみ保育園	S55	105 人	三郷東部保育園	S52	170 人
アルプス保育園	S50	120 人	三郷北部保育園	S48	150 人
上川手保育園	H12	70 人	堀金保育園	H20	280 人
有明の森保育園	H22	150 人	明科南保育園	S51	130 人
有明あおぞら保育園	H22	150 人	明科北保育園	H22	90 人
西穂高保育園	H14	230 人			
北穂高保育園	H24	90 人	合 計	—	2,555 人

公立保育園 入所児数と入所率の推移



【設置の根拠又は目的】

保護者の労働又は疾病その他の理由により、その監護すべき乳児、幼児又は児童の保育に欠けるところがある場合の保育を行うため設置するもの。

根拠法令等：児童福祉法、安曇野市保育所条例

【主な事業】

児童の保育

【平成 23 年度実績値】

年間利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
2,322 人	1,254,748 千円	540,374 円/人・年

【現状と課題】

- ① 合併後においては統廃合の議論がなく、地域要望を反映するかたちで改築が進んでおり、既に施設整備が完了した地域もあることから、合理化（統廃合）の議論は、地域格差の拡大と捉えられる恐れもあり困難と思われる。
- ② 昭和 56 年以前の旧耐震基準による施設（たつみ保育園、アルプス保育園、三郷西部保育園、三郷南部保育園、三郷東部保育園、三郷北部保育園、明科南保育園）については、安全面からの改修等が必要である。
- ③ 新耐震基準をクリアする施設にあっても、屋根、壁、設備等施設維持のための大規模な改修が必要となってくる。
- ④ エアコンの設置、床暖房、照明器具の増加、電化厨房などにより電力使用量の増加が維持管理上の課題となっている。

改築を行った施設では、低圧電灯・動力の契約から高圧受電に切り替わって来ている。高圧受電は、使用電力当たりの単価は安いものの、基本料金が高ことから設備保守・点検業務が必要である。

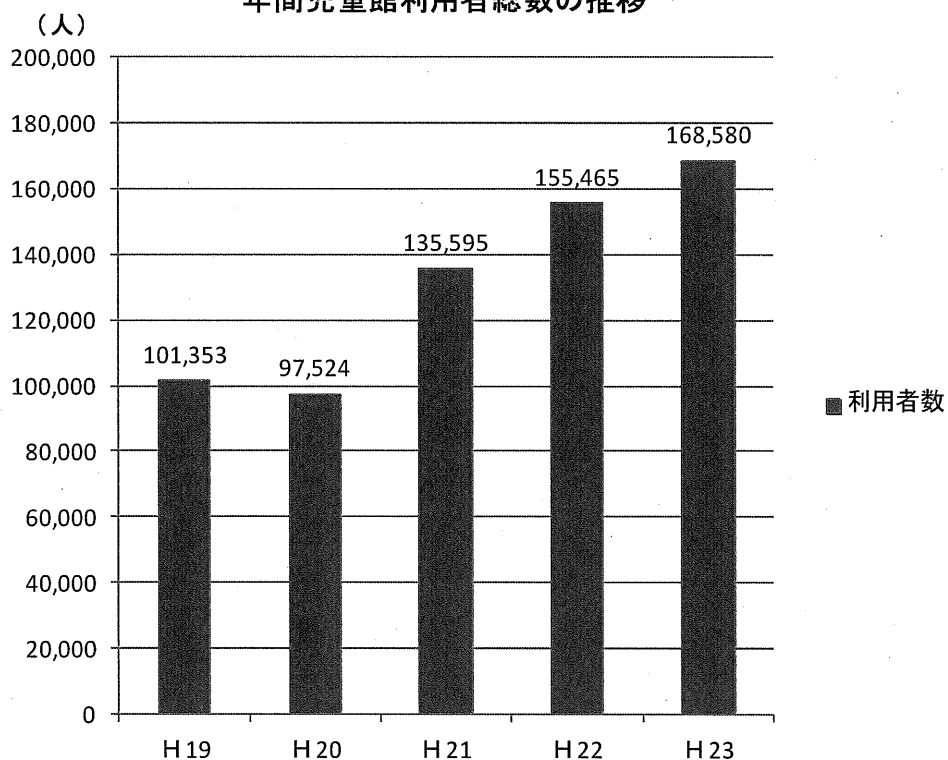
また、基本料金はデマンドによって決定されるため、電力使用のピークを抑えることが電気料の節約につながることから、デマンド監視等の対策が必要になる。

(2) 児童館

【施設の概要】

名称	建築年	名称	建築年
豊科中央児童館	S52	穂高北部児童館	S42
南穂高児童館	H 6	三郷児童館	H20
高家児童館	S54	堀金児童館	H23
穂高西部児童館	H18	明科児童館	H15
穂高中央児童館	H 4		

年間児童館利用者総数の推移



【設置の根拠又は目的】

児童に健全な遊びを与え、幼児又は少年を個別的、集団的に指導し健全なる育成を図るため設置するもの。

根拠法令等：児童福祉法、安曇野市児童館条例

【主な事業】

子育て支援、児童の健全な遊びの指導、放課後児童の健全育成

【平成 23 年度実績値】

年間利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
168,580 人	167,699 千円	995 円/人・回

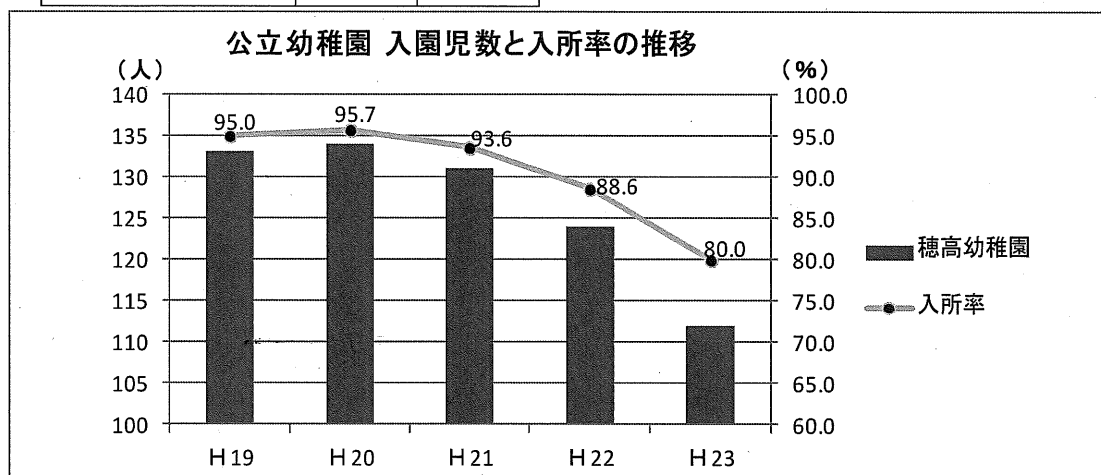
【現状と課題】

- ① 児童福祉施策として、小学校通学区域内に 1 施設の児童館設置を目指す。
- ② 豊科中央児童館は、施設の老朽化が顕著であることから、高家児童館と統合し建設する予定である。
- ③ 南穂高児童館は、平成 15 年に使用を開始しているが、児童クラブ利用児童の増加により施設が手狭になっている。
- ④ 穂高中央児童館は、穂高地域福祉センター（複合施設）内に配置されていることから、これ以上の拡充は難しい。
- ⑤ 穂高北部児童館は、あづみ農業協同組合有明支所に隣接する有明会館の一部を利用し、平成 15 年に開所しているが、建物も昭和 42 年建築と古いことから、利便性を視野に移転建設を検討する必要がある。
- ⑥ 三郷児童館は平成 20 年 4 月に使用を開始しているが、三郷児童クラブ室が 3 か所に分散していることから、効率性を欠き安全面でも問題がある。また、児童クラブ利用児童の増加により施設が手狭となっていることから、児童クラブ室の増築を計画している。
- ⑦ 明科児童館は、手狭であり、児童クラブ運営が窮屈となっている。複合施設（明科子どもと大人の交流学習施設）への配置であり拡張が困難なことから、児童クラブは明科南保育園移転後の後利用を検討し、児童館機能に限る予定である。

(3) 幼稚園

【施設の概要】

名称	建築年	定員
穂高幼稚園	S48	140人



【設置の根拠又は目的】

市民の保護する幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するため設置するもの。

根拠法令等：学校教育法、安曇野市立幼稚園条例

【主な事業】

幼児期から探究心を持ち、学びあう仲間づくりを広げながら、命の大切さを知り自ら成長する子どもを育てる。

【平成 23 年度実績値】

年間利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費(年額)
112人	57,095千円	509,777円/人・年

【現状と課題】

- ① 施設・設備の老朽化が顕著であり、平成 26・27 年度において、耐震・大規模改修工事を予定。
- ② 市立幼稚園が 1 園で良いか。また、幼保一元化の視点から、保育所との調整が必要である。

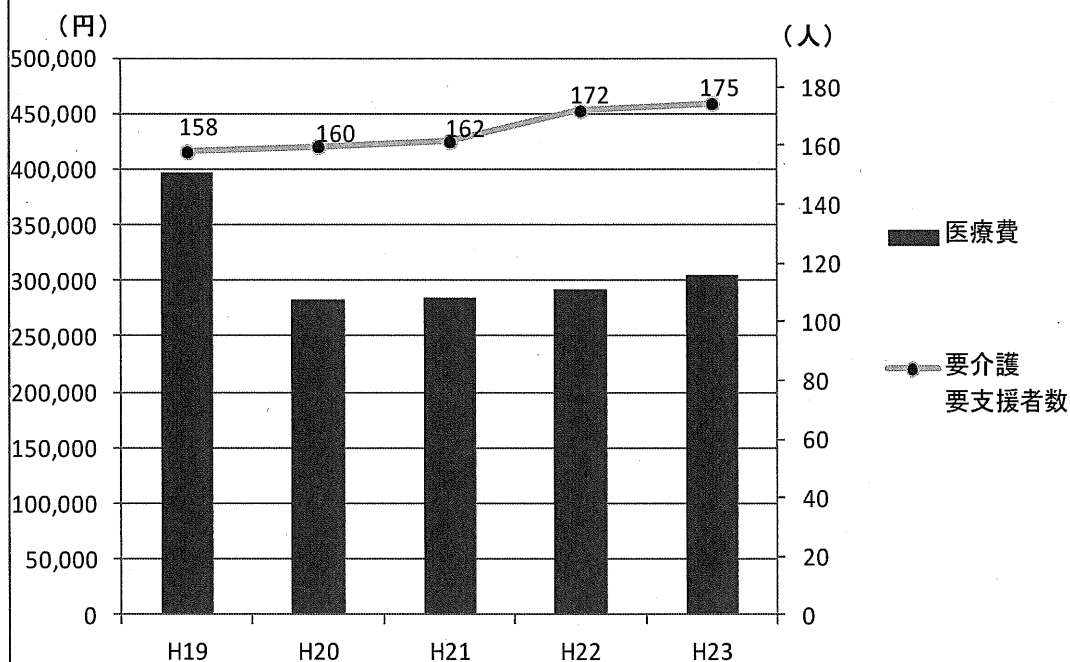
健康づくり施設

(1) 保健センター

【施設の概要】

名称	建築年	施設概要
安曇野市豊科保健センター	H 5	豊科ふれあいホールと併設
安曇野市穂高保健センター	H16	穂高健康支援センター内
安曇野市三郷保健センター	S56	三郷公民館に併設
安曇野市堀金保健センター	H 3	堀金福祉センターに併設
安曇野市明科保健センター	H12	明科総合福祉センター内

国民健康保険一人あたり医療費
高齢者千人あたり要介護・要支援者数



【設置の根拠又は目的】

市民の健康増進及び公衆衛生の向上のために設置するもの。

根拠法令等：安曇野市保健センター条例

【主な事業】

母子保健、成人保健、健康増進、栄養改善事業、国民健康保険法における保健事業、その他市民の健康増進・保持のための事業

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
90,020 人	35,527 千円	395 円/人・回

【現状と課題】

- ① 新本庁舎建設後の体制として、現在の穂高健康支援センターを「健康管理センター」として人的集約を行いたいですが、無人化となる地域保健センターの維持管理が課題となる。
- ② 集約後の地域保健センターは、保健センター機能を残すため集団検診等を優先させ、空いている時間帯で条例に基づく貸館を行うこととするが、その管理をどのように行うかが課題となる。
- ③ 豊科保健センターは、ふれあいホールの貸館含む維持管理を行っている。
- ④ 複合施設内に支所事務所を構える市社会福祉協議会との関係（施設の賃貸借等）や維持管理方法を検討する必要がある。

(2) 入浴施設

【施設の概要】

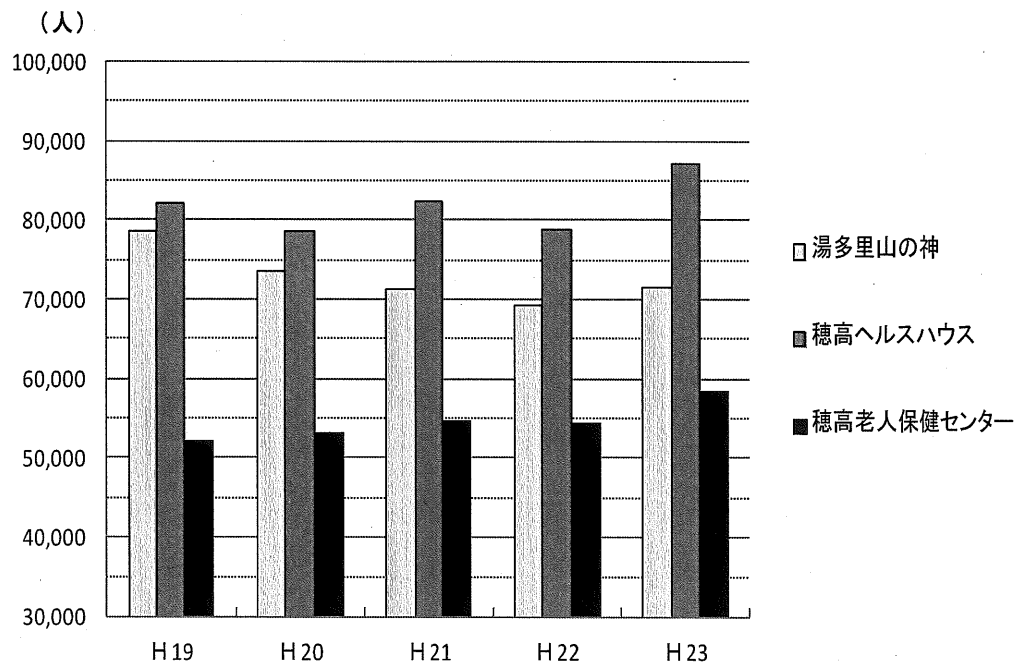
名称	建築年	施設の概要
湯多里山の神	H 4	浴室、休憩室
穂高ヘルスハウス	S61	
安曇野市穂高老人保健センター	S48	浴室、障害者専用浴場、談話室

【設置の根拠又は目的】

温泉利用を通じての市民の健康増進、観光振興等を図るため設置するもの。

名称	根拠法令
湯多里山の神	安曇野市ふれあい体験館条例
穂高ヘルスハウス	安曇野市温泉健康館条例
安曇野市穂高老人保健センター	安曇野市穂高老人保健センター条例

入浴施設利用者数の推移



【主な事業】

天然温泉を利用した入浴施設の提供

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
217,205 人	81,134 千円	374 円/人・回

【現状と課題】

- ① 湯多里山の神は、施設の目的に応じた所管の見直しを進める中で、長期計画に基づき維持管理して行くことが求められる。また、市以外の団体が保有して管理して行くことが可能ではないかと考える。
- ② 穂高ヘルスハウス、安曇野市穂高老人保健センターは、平成 27 年度における新たな日帰り入浴施設への転換まで、投資を避け維持管理することが課題である。

商工観光施設

(1) 商工施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設概要
安曇野市まちづくり会館	S36	会議室他貸館機能
安曇野市穂高勤労者福祉センター	S40	〃
安曇野市明科産業会館	S47	商工会館との複合施設

【設置の根拠又は目的】

勤労者の福祉増進、商店街の振興のため設置するもの。

名称	根拠法令
安曇野市まちづくり会館	安曇野市まちづくり会館条例
安曇野市穂高勤労者福祉センター	安曇野市勤労者福祉センター条例
安曇野市明科産業会館	安曇野市明科産業会館条例

【主な事業】

労働者の福利厚生、各種市民活動への貸館事業

【平成 23 年度実績値】

管理運営費
18,559 千円

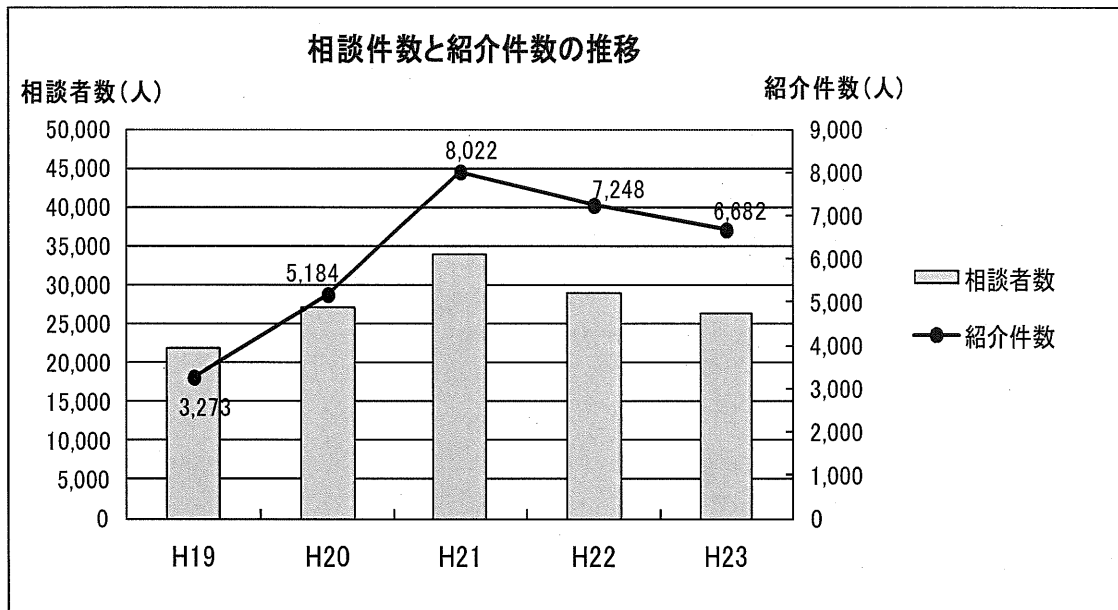
【現状と課題】

- ① まちづくり会館は、設備等が古く修繕費用が比較的多くかかっているが、商店街振興の施設としての位置づけを考えると、改修等の実施が必要である。
- ② 穂高勤労者福祉センターは、築 40 年を超える古い施設であり、今後の使用に耐え得るかの判断は難しいことから、施設の役割やあり方を含め議論が必要である。
- ③ 明科産業会館は、安曇野市商工会明科支所事務所、明科ライオンズクラブ事務所、貸し会議室と市の文書庫が同居する施設で、築 40 年を超え老朽化が進んでいる。

(2) 職業相談施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設概要
安曇野市地域職業相談室	S61	職業相談室他



【設置の根拠又は目的】

職業紹介や就職・労働相談を通じ、求職者の求職活動を支援し雇用の安定を図るため設置するもの。

根拠法令等：職業安定法施行規則

【平成 23 年度実績値】

相談者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
26,242 人	5,731 千円	218 円/人・回

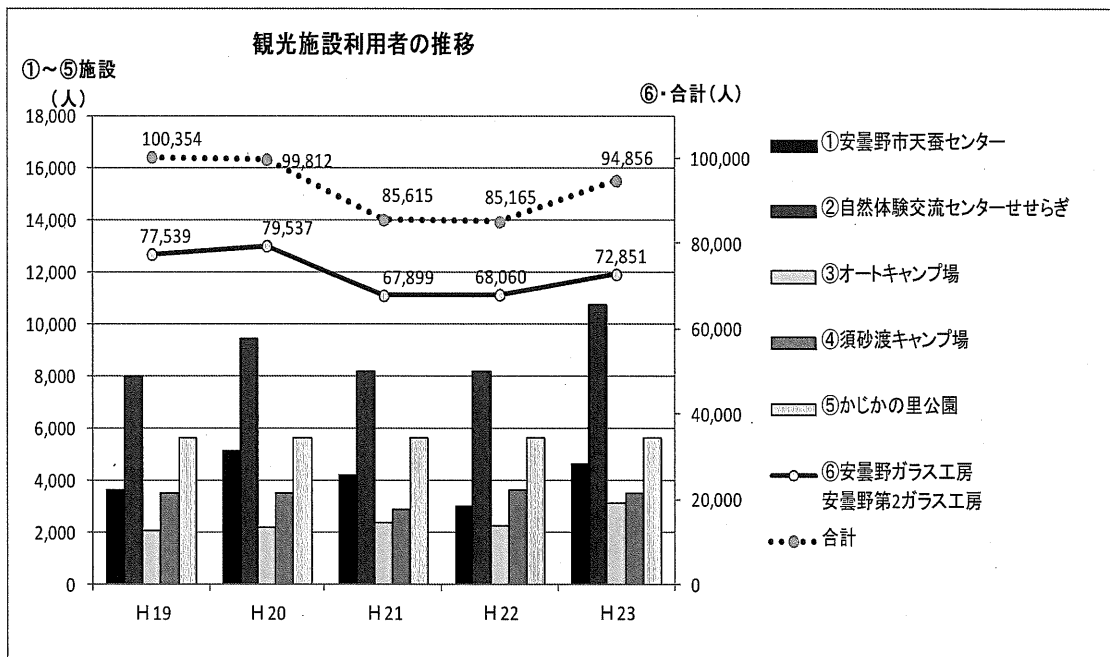
【現状と課題】

- ① 建築から 30 年弱が経過する建物であるが状態はおおむね良好であり、維持管理経費も比較的少ない。
- ② 相談者数は景気動向に左右されるものの、求職者の期待に応える施設となっている。
- ③ 今後も、市内求職者の期待に応える施設として維持して行くためには、ある程度の改修が必要である。

(3) 観光施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設の概要
安曇野市天蚕センター	S53	展示棟、作業棟、管理棟、採種施設
安曇野市自然体験交流センター	H16	交流ホール、学習室、実習室他
須砂渡憩いの森オートキャンプ場	H 9	管理棟、公衆便所、炊事場
あづみ野ガラス工房	S60	
あづみ野第2ガラス工房	H 4	
須砂渡キャンプ場	H 6	管理等、便所、炊事施設
かじかの里公園施設	H 5	博物館、管理棟



【設置の根拠又は目的】

観光振興のための情報発信、自然体験・都市との交流事業のため及び天蚕の復興・保存・活用のため設置するもの。

名称	根拠法令
安曇野市天蚕センター	安曇野市天蚕センター条例
安曇野市自然体験交流センター	安曇野市自然体験交流センター条例
須砂渡憩いの森オートキャンプ場	安曇野市須砂渡森林体験交流センター条例
あづみ野ガラス工房	安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設条例
あづみ野第2ガラス工房	//
須砂渡キャンプ場	安曇野市観光施設条例
かじかの里公園施設	安曇野市公園条例

【主な事業】

都市住民との交流を促進し、観光振興を図る。

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
100,458 人	60,431 千円	602 円/人・回

【現状と課題】

- ① 安曇野市天蚕センターは、建設から 35 年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。
- ② 安曇野市自然体験交流センターは、貸館の稼働率は 10%を下回る状況である。
- ③ 須砂渡憩いの森オートキャンプ場は、利用者数、収支状況は堅調に推移しており、森林体験交流施設としての目的を果たしている。今後は、計画修繕により施設を維持しながら、ほりで一ゆへの民営化の動向を見極め、当施設のあり方（指定管理・民営化）を検討する。民営化の場合は、事業の継承、土地の権利関係の取扱いなどを整理・調整する必要がある。
- ④ あづみ野ガラス工房は、建設から 28 年が経過している。

建物は市所有だが、屋内設備は多摩美術大学の関係者が設置をした。利用者は年間 20 万人を超える時期があったが近年は 7 万人前後に推移している。多摩美術大学と連携した活動、工芸体験など公益的な取り組みで全国的な老舗工房として定着している。

一方で、売上の低迷、燃料単価の高騰は運営を圧迫し、本来の創造的な工芸活動の低下を招いている。今後は、隣接の田淵記念館との連携も視野に安曇野の里自然活用村の方向性を確立したうえで、あづみ野ガラス工房のあり方を検討する
- ⑤ 須砂渡キャンプ場は、利用者数、収支状況は堅調に推移しており、林間学習、都市住民の交流等の目的を果たしている。今後は、計画修繕により施設を維持しながら、ほりで一ゆへの民営化の動向を見極め、当施設のあり方（指定管理・民営化）を検討する。民営化の場合は、事業の継承、土地の権利関係の取扱いなどを整理・調整が必要である。

(4) 宿泊施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設の概要
ビレッジ安曇野	S62	研修棟、食堂棟、宿泊棟他
安曇野市しゃくなげ荘	S48	本館
安曇野市有明荘	S53	本館、貯湯舎他
安曇野市大天荘	S33	本館、新館、冬季小屋、便所
安曇野市三郷農林漁業体験実習館 安曇野市三郷室山研修施設	H10	本館
安曇野蝶ヶ岳温泉ほりで～ゆ～四季の郷	H 6	本館、南館
コテージ四季の郷	H 8	コテージ6棟
啼鳥山荘	S45	山荘、公衆便所、炊事場
安曇野市長峰山森林体験交流センター	H 6	本館、バンガロー6棟、便所他
安曇野市保養センター長峰荘	S46	本館

※建築年は、最も古い建物の建築年

【設置の根拠又は目的】

観光振興のための情報発信、登山者の利便の確保、自然体験・都市との交流事業のため及び天蚕の復興・保存・活用のため設置するもの。

名称	根拠法令
ビレッジ安曇野	安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設条例
安曇野市しゃくなげ荘	安曇野市営宿舎事業の設置等に関する条例
安曇野市有明荘	〃
安曇野市大天荘	〃
安曇野市三郷農林漁業体験実習館 安曇野市三郷室山研修施設	安曇野市三郷農林漁業体験実習館条例 安曇野市三郷室山研修施設条例
安曇野蝶ヶ岳温泉ほりで～ゆ～四季の郷 ほりで～ゆ～四季の郷	安曇野市堀金農村コミュニティーセンター条例 安曇野市堀金総合交流ターミナル条例
コテージ四季の郷	安曇野市堀金農村景観活用交流施設条例
啼鳥山荘	安曇野市観光施設条例
安曇野市長峰山森林体験交流センター	安曇野市長峰山森林体験交流センター条例
安曇野市保養センター長峰荘	安曇野市保養センター長峰荘条例

【主な事業】

都市住民との交流を促進するとともに、観光客に休憩場所、トイレ等の利便を提供することにより観光振興を図る。

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
623, 899 人	1, 398, 634 千円	2, 242 円/人・回

※利用者数は、宿泊・温浴・会議・宴会利用者数の合計。

※管理運営費は、ほりで一ゆ〜四季の郷、ファインビュー室山、ビレッジ安曇野に係る工事費を除く。

【現状と課題】

- ① しゃくなげ荘、有明荘、大天荘、保養センター長峰荘とも、施設が古く利用者のニーズに合致していない。
- ② 有明荘、大天荘は、冬季間閉鎖している。
- ③ しゃくなげ荘は、平成 27 年度、日帰り入浴施設への転換を目指している。
- ④ 有明荘は、屋根・外壁等の大規模改修及び耐震診断が必要である。
- ⑤ 大天荘は、民間への譲渡を予定している。
- ⑥ ビレッジ安曇野については、平成 24 年度の安曇野市出資法人等の抜本的改革検討資料作成業務報告書の内容を踏まえ、安曇野の里自然活用村の方向性を確立したうえで、ビレッジ安曇野のあり方を検討する。
- ⑦ 三郷農林漁業体験実習館（ファインビュー室山）については、平成 24 年度の安曇野市出資法人等の抜本的改革検討資料作成業務報告書の内容を踏まえ、必要な修繕の実施、事業継承、土地権利関係・温泉権・現三セク保有財産などの取扱いを整理・調整したうえで、施設の民営化に向け取り組む
- ⑧ 蝶ヶ岳温泉ほりで一ゆ〜四季の郷については、平成 24 年度の安曇野市出資法人等の抜本的改革検討資料作成業務報告書の内容を踏まえ、必要な修繕の実施、事業継承、土地権利関係・温泉権・現三セク保有財産などの取扱いを整理・調整したうえで、施設の民営化に向け取り組む。
- ⑨ コテージ四季の郷、堀金観光宿泊施設啼鳥山荘とも、利用者数、収支状況は堅調に推移している。今後は、計画修繕により施設を維持しながら、ほりで一ゆ〜の民営化の動向を見極め、当施設のあり方（指定管理・民営化）を検討する。民営化の場合は、事業の継承、土地の権利関係の取扱いなどを整理・調整が必要である。
- ⑩ 安曇野市長峰山森林体験交流センターは長峰山山頂に立地することから、冬季間は施設を閉鎖せざるを得ない。また、経年とともに補修・修繕箇所が増加している。

(5) その他の観光施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設の概要
冷沢小屋	不明	休憩小屋
常念いこいの広場	S56	トイレ他
三股小屋	不明	更衣室
道の駅	H12	情報交流室、公衆便所

【設置の根拠又は目的】

観光振興のための情報発信、登山者の利便を確保するため設置するもの。

名称	根拠法令
冷沢小屋	なし
常念いこいの広場	なし
三股小屋	なし
道の駅	なし

【主な事業】

都市住民との交流を促進するとともに、観光客に休憩場所、トイレ等の利便を提供することにより観光振興を図る。

【平成 23 年度実績値】

管理運営費
5,611 千円

【現状と課題】

- ① 本市の「道の駅」は、堀金村物産センターが設置され、その後当該施設を「道の駅」として位置づけるため、その要件に合うようトイレ、情報交流室を整備したことから、物産センターは指定管理者が管理し、トイレ、情報交流室は都市建設部監理課が管理することとなり、利用者からの問い合わせ、寄せられる苦情等に対し一元化した対応ができない。
- ② 三股小屋は、利用者が少なく有効に利用されていないものと思われる。

農業施設

(1) 農産物加工施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設概要
安曇野市豊科女性研修センター	H10	とうふ、味噌等の加工
安曇野穂高農産物加工所	H 5	〃
安曇野市堀金農産物処理加工施設	H 8	〃
安曇野市明科農産加工施設	H 1	〃

【設置の根拠又は目的】

地域の農産物加工処理を通じ、農家の生活環境改善と農産物の消費拡大を通して農業振興を図るために設置するもの。

名称	根拠法令
安曇野市豊科女性研修センター	安曇野市豊科女性研修センター条例
安曇野穂高農産物加工所	安曇野市穂高農業活性化施設条例
安曇野市堀金農産物処理加工施設	安曇野市堀金地域食材供給施設条例
安曇野市明科農産加工施設	安曇野市明科農産加工施設条例

【主な事業】

地域の農産物加工処理、地産地消の推進

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
3,464 人	15,568 千円	4,494 円/人・回

【現状と課題】

- ① 農産物加工施設は、女性団体の活動拠点であるが、合併前の旧町村から引き継いだ施設が複数あることから、全市的な視野であり方を検討する必要がある。
- ② 加工料、施設使用料（利用料）についても差が生じているので、統一するための調整が必要である。

(2) 農産物直売所

【施設の概要】

名称	建築年	施設の概要
安曇野市豊科南部地区産地形成促進施設	H18	農産物直売施設（とよしな旬彩市）
プラザ安曇野	S63	農産物直売施設・食堂
Vif 穂高	H15	〃
安曇野市三郷産地形成促進施設	H11	農産物直売施設（サラダ市）
安曇野市三郷畜産活性化施設	H12	乳製品加工販売施設（三郷ミルク）
安曇野市堀金物産センター	H 8	農産物直売施設・食堂
安曇野市明科農産物直売加工施設	H 9	農産物直売施設（あかしな夢いちば）

【設置の根拠又は目的】

農畜産物の加工販売による消費者との交流を通じ、農業の振興と地域の活性化を図るため設置するもの。

名称	根拠法令
安曇野市豊科南部地区産地形成促進施設	安曇野市豊科南部地区産地形成促進施設条例
プラザ安曇野	安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設条例
Vif 穂高	安曇野市穂高農業活性化施設条例
安曇野市三郷産地形成促進施設	安曇野市三郷産地形成促進施設条例
安曇野市三郷畜産活性化施設	安曇野市三郷畜産活性化施設条例
安曇野市堀金物産センター	安曇野市堀金物産センター条例
安曇野市明科農産物直売加工施設	安曇野市明科農産物直売加工施設条例

【主な事業】

農産物の直売、農産物の加工販売、食堂の経営、食材加工体験他

【平成 23 年度実績値】

利用者数	売上高
1,022,786 人	1,093,576 千円

【現状と課題】

- ① 農産物の地産地消の推進、地域農業者の所得確保のためには必要な施設であるが、施設の利用状況に差が生じている。

- ② プラザ安曇野のあり方の検討には、安曇野の里自然活用村の方向性の確立が欠かせない。
- ③ 豊科南部地区産地形成促進施設、三郷畜産活性化施設、明科農産物直売加工施設は、利用者の増加を図るための方策の検討が必要である。
- ④ Vif 穂高、三郷産地形成促進施設は、売り場面積の増床を計画している。

(3) 農業体験施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設の概要
こねこねハウス	H 6	そば打ち等体験施設、そば食堂
安曇野市三郷やすらぎ空間施設	H17	農産物加工体験室、食堂、体験農園他

【設置の根拠又は目的】

農業体験を通して地域住民と都市住民の交流を促進することで、地域農業の活性化を図るため設置するもの。

名称	根拠法令
こねこねハウス	安曇野市穂高農業活性化施設条例
安曇野市三郷やすらぎ空間施設	安曇野市三郷やすらぎ空間施設条例

【主な事業】

農業体験事業、農村文化伝承事業、食堂の経営他

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
36,749 人	59,147 千円	1,609 円/人・回

【現状と課題】

- ① 現状での農業体験事業の検証と効果的な事業の検討が必要である。
- ② こねこねハウスは、施設・設備の修繕等必要な時期を迎えている。
- ③ 三郷やすらぎ空間施設は、旧三郷村合併 50 周年記念事業として建設した施設であり、古民家部分は市指定有形文化財の指定を受けている。
- ④ 必要な修繕の実施、事業継承、土地権利関係、やすらぎ運営委員会との関わりなどを整理したうえで、施設のあり方を検討する必要がある。

(4) 堆肥製造施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設の概要
安曇野市三郷堆肥センター	H13	堆肥製造施設、予備調整施設、尿・汚水処理施設

【設置の根拠又は目的】

自然環境の保全と生活環境の保持のため、家畜ふん尿を原料とし、優良な完熟堆肥を製造することにより、市の有機農業を恒久的に発展させるため設置するもの。

根拠条例： 安曇野市三郷堆肥センター等条例

【主な事業】

家畜ふん尿を処理し、完熟した有機堆肥を製造・販売する。

【平成 23 年度実績値】

堆肥製造量	管理運営費	一トン当たり管理運営費
11,015 t	59,601 千円	5,411 円/t・年

※管理運営費は工事費を除く。

【現状と課題】

- ① 同様の施設は市内には民間も含め存在しない。そのため、優良で安価な畜糞堆肥の販売をしている限り、市内の耕種農家への好影響（有機栽培による良質な農産物の販売等）が考えられる。
- ② 糞尿を自家処理している市内畜産農家の緊急的な逃げ場所（野積堆肥の防止）として、施設の存在意義は高いものとする。
- ③ 建設後 10 年以上（H13.4 月竣工）が経過し、施設・機械類の老朽化も著しく、今後それらへの対応には多額の経費が必要となる。
- ④ 民間への譲渡を考えた場合、現在の堆肥販売価格は 2 倍以上となることが予想され、販売量の低下に伴う在庫の増加により堆肥の処理能力も落ち、最終的には環境面（野積堆肥の発生等）への悪影響も懸念される。
- ⑤ 以上から、今後も市で経営していかざるを得ない状況かと思われるが、収入面としては畜産農家の利用料や堆肥販売価格の見直しなどを図り、歳出面では維持管理経費の削減を図る（堆肥の製造手法の見直しも含む）など、公費投入の低減策を見出す必要があるものと考えている。

(5) トマト栽培施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設の概要
安曇野市三郷トマト栽培施設	H15	ガラス温室3棟、附属棟2棟、ボイラー施設他

【設置の根拠又は目的】

大規模温室による周年栽培を通して、新たな農業経営体の育成推進と流通の近代化を進めるとともに、地場産品の振興、就労機会の確保及び新規就農者に研修の場を提供することで、農業の活性化を図るため設置するもの。

根拠条例： 安曇野市三郷トマト栽培施設条例

【主な事業】

トマトを生産・販売する。

【現状と課題】

- ① 本市「三郷トマト栽培施設問題調査会」による調査結果報告並びに再発防止の提言の内容を重く受け止め、補助事業の継承要件などを整理・調整したうえで、施設の完全民営化に向け取り組む。

(6) 新規就農者住宅

【施設の概要】

名称	建築年	施設の概要
安曇野市新規就農者住宅 及木1号・2号	S49	住宅2棟
安曇野市新規就農者住宅 東小倉A・B	H15	住宅2棟
安曇野市新規就農者住宅 東小倉C	H 3	住宅1棟

【設置の根拠又は目的】

農業従事者の高齢化、担い手不足等による農地の遊休荒廃化を防止し、その解消を図るため意欲的な新規就農者を受け入れ、農業の活性化を図るために設置するもの。

根拠法令：安曇野市新規就農者住宅条例

【主な事業】

農業に意欲的で現実的な営農計画を持ち、一定の要件を満たす者に対し住宅賃貸する。

【平成23年度実績値】

利用世帯数	管理運営費	一世帯当たり管理運営費
5世帯	775千円	155,000円/世帯・年

【現状と課題】

- ① 利用者は限定されるが、若き農業の担い手として、農業従事者の高齢化、後継者不足等を起因とする農地の遊休荒廃化防止の一助となる。
- ② 今後、未利用公共施設を新規就農者住宅に転用し、多くのIターン者等を受け入れ「農業再生協議会就農支援室」における就農指導及び就農後のフォローにより、若き担い手を支援し、定住の促進と農業の活性化を検討する必要がある。
- ③ 安曇野市新規就農者住宅 及木1号・2号の老朽化は著しい。

(7) その他農業施設

【施設の概要】

名称	建築年	施設の概要
安曇野市三郷農村環境改善センター	H 6	多目的ホール、農産加工室、会議室
安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設	S58	研修集会室

【設置の根拠又は目的】

地域農業の振興と地区住民の健康増進及び活力ある農村づくりを図るため設置するもの。

名称	根拠法令
安曇野市三郷農村環境改善センター	安曇野市三郷農村環境改善センター条例
安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設	安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例

【主な事業】

多目的ホール等の市民への貸出

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
38,231 人	14,375 千円	376 円/人・回

【現状と課題】

- ① 建設から 30 年を超え、様々な箇所の不具合が発生しており、利用者に不便をかけるとともに、今後大規模な修繕が見込まれる。
また、年々利用者数は減少しており、費用対効果を含めそのあり方を検討する必要があるが、反面、近隣には同種の施設がなく、小倉地域の住民のコミュニティ形成や、体力維持等に有用である。
- ② 安曇野市三郷農村環境改善センターの施設敷地は借地であり、係る賃借料が高額となっており、維持管理に係る経費の 3 割弱を占める。

公営住宅

(1) 公営住宅

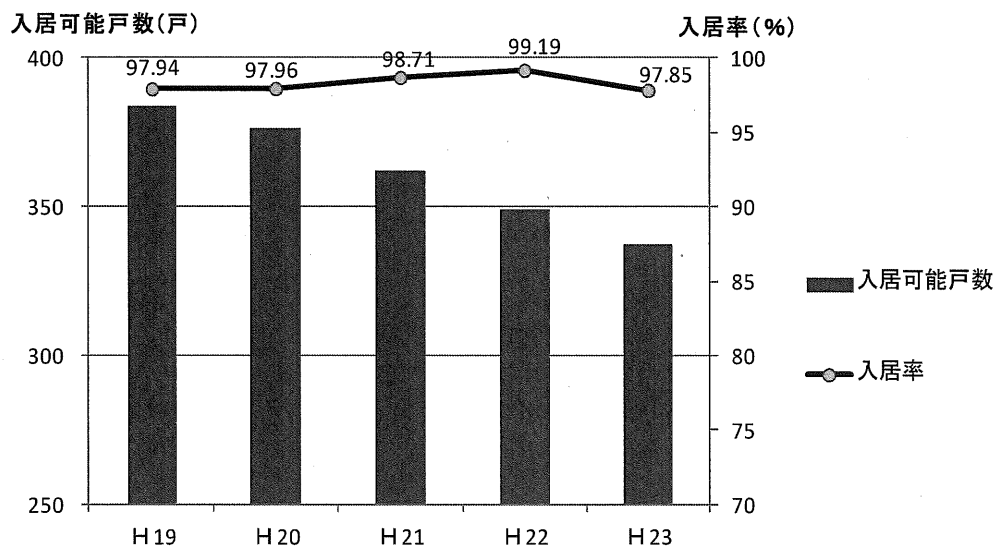
【施設の概要】

名称	建築年	戸数	名称	建築年	戸数
田沢団地	H13	32	一日市場団地	H 3	23
本村団地	S41	10	三田団地	H 9	12
新田西原団地	S43	7	光団地	S50	2
アルプス団地	S44	50	明科団地	S32	8
穂高団地	S44	48	柳瀬団地	H 8	12
柏原団地	S47	36	ファミリーユ柳瀬団地	H14	24
追分団地	H14	56	塔の原団地	H16	8
七日市場団地	S39	12	合 計	—	340

※戸数は、平成 23 年 4 月 1 日現在の入居可能数

※建築年は、最も古い建物の建築年

公営住宅入居可能戸数と入居率



【設置の根拠又は目的】

住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉を増進するために設置するもの。

根拠法令等：安曇野市営住宅条例

安曇野市特定公共賃貸住宅条例（追分住宅の一部・塔の原団地）

【主な事業】

対象者に対する市営住宅の賃貸

【平成 23 年度実績値】

入居可能戸数	管理運営費	一世帯当たり管理運営費
340 戸	27,922 千円	82,124 円/戸・年

【現状と課題】

- ① 市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者のセーフティネットの役割を有し設置が必要な施設であり、今後も維持管理が必要である。
- ② 耐用年数を経過した小規模な団地を用途廃止し、維持管理の効率化を図る。
- ③ 個別の課題等は以下のとおり。

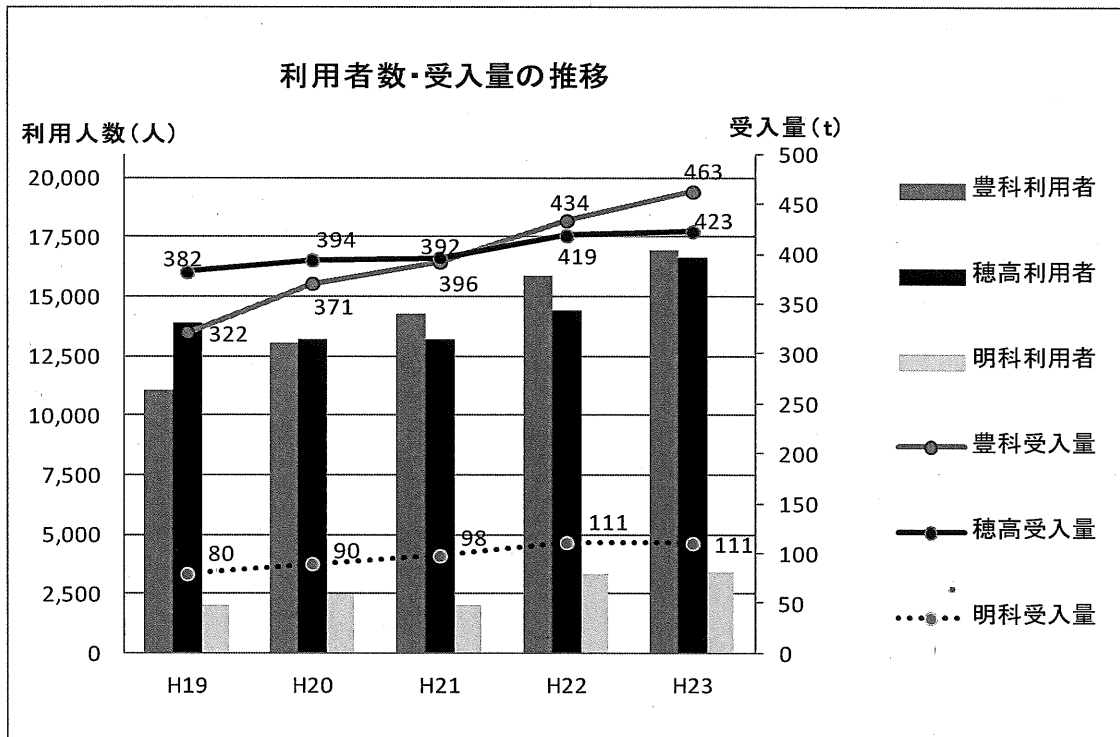
名称	課題等
田沢団地	建築後 10、11 年経過しており、計画的な維持管理が必要
本村団地	耐用年数を経過しており、今後用途廃止を予定
新田西原団地	〃
アルプス団地	今後建て替え予定
穂高団地	今後住戸改善予定
柏原団地	〃
追分団地	建築後 8、10 年経過しており、計画的な維持管理が必要
七日市場団地	平成 28 年より建て替え予定
一日市場団地	建築後 20～22 年経過しており、計画的な維持管理が必要
三田団地	建築後 16 年経過しており、計画的な維持管理が必要
光団地	耐用年数を経過しており、今後用途廃止を予定
明科団地	今後建て替え予定
柳瀬団地	建築後 16、17 年経過しており、計画的な維持管理が必要
ファミリー柳瀬団地	建築後 11 年経過しており、計画的な維持管理が必要
塔の原団地	建築後 9 年経過しており、計画的な維持管理が必要

環境関連施設

(1) リサイクルセンター

【施設の概要】

名称	建築年	施設概要
安曇野市豊科リサイクルセンター	H17	リサイクルプラザ棟、ストックヤード棟他
安曇野市穂高リサイクルセンター	S54	ストックヤード棟他
安曇野市明科ストックヤード	H11	〃



【設置の根拠又は目的】

ごみの減量化及び資源化を推進し、市民の環境への関心を高めるために設置するもの。

根拠法令等：安曇野市リサイクルセンター条例

【主な事業】

市が収集対象としている資源物の受け入れと保管。

【平成 23 年度実績値】

利用者数	管理運営費	一人当たり管理運営費
37,037 人	20,080 千円	542 円/人・回

【現状と課題】

- ① 資源物受収集所以外の資源物排出場所を確保し、ごみの減量化及び資源化を推進するため維持していく必要がある。
- ② 豊科リサイクルセンターは、附属施設も整備されていることから今後も十分活用したい。
- ③ 穂高リサイクルセンターは、別用途であった施設を転用していることから、資源物の受け入れ量に比べ、施設が手狭である。

(2) 汚水等処理場

【施設の概要】

名称	建築年	施設の概要
安曇野市生活雑排水浄化処理場	S54	管理棟 1 棟、処理棟 1 棟、倉庫 1 棟
柏原団地浄化処理場	S53	処理棟 1 棟
アルプス団地浄化槽	S58	機会室

【設置の根拠又は目的】

自然環境を保全し、生活環境を保持するため、汚水及び汚泥を適正に処理するため設置するもの。

名称	根拠法令
安曇野市生活雑排水浄化処理場	安曇野市生活雑排水浄化処理場条例
柏原団地浄化処理場	なし
アルプス団地浄化槽	なし

【主な事業】

簡易浄化槽から汲み取った生活排水、汚水及び汚泥の処理。
団地内の生活雑排水の浄化

【平成 23 年度実績値】

管理運営費年額
16,713 千円

【現状と課題】

- ① 安曇野市生活雑排水浄化処理場は、下水道の普及により処理量は減少しているが、下水道の供用開始区域外の生活雑排水処理のため維持する必要がある。一方で、施設が老朽化しており、設備等を計画的に更新する必要がある。
- ② 柏原団地浄化処理場は、将来的に区域内の下水道未接続家庭が全て接続されれば、施設の廃止は可能である。
- ③ アルプス団地浄化槽は、市営・県営住宅アルプス団地の雑排水処理施設であり、団地改修後公共下水道に接続するまでの間必要な施設である。昭和 58 年設置の施設であり、老朽化のため維持管理費がかかる。

(3) 廃棄物最終処分場

【施設の概要】

名称	建築年	施設の概要
安曇野市三郷一般廃棄物最終処分場	H 9	浸出水処理施設 1 棟

【設置の根拠又は目的】

一般廃棄物を最終的に処分し、生活環境を快適にするために設置するもの。
根拠法令等：安曇野市一般廃棄物最終処分場条例

【主な事業】

市内の家庭から排出された不燃物（ガラス、陶器、家庭灰）の埋め立て処分

【平成 23 年度実績値】

管理運営費年額
7,540 千円

防災関連施設

(1) 防災倉庫

【施設の概要】

学校名	建築年	施設概要
上原建設課倉庫	S50	倉庫 1 棟、資材置き場
資材センター（温防災倉庫）	H12	倉庫 1 棟
除雪基地・水防倉庫（堀金）	H12	倉庫 1 棟、資材置き場
明科防災倉庫	H13	倉庫 1 棟

【設置の根拠又は目的】

災害時の道路等の維持補修直営工事に必要な資機材の保管、除雪車輛・凍結防止剤保管のために設置するもの。

根拠法令等：なし

【平成 23 年度実績値】

管理運営費（年額）

1,904 千円

【現状と課題】

- ① 上原建設課倉庫は築 40 年弱が経過し老朽化が進んでいるが、穂高地域における拠点であることから、今後更新を検討していく必要がある。
- ② その他の施設については、比較的新しい施設であることから、現状を維持し、災害等発生時に迅速に対応できるよう備えたい。
- ③ 資材センター（温防災倉庫）には、塩カルや散布機、給水タンクや給水袋、発電機、投光機及び土のう袋など、さまざまな資機材が保管されているが、現在の施設所管課が耕地林務課であることから、今後、防災施設・備蓄資機材の適正保管を図るため、所管の再考が必要である。
- ④ 明科防災倉庫は、一部を防災備蓄品保管庫として、他を除雪車、トラック等車輛の車庫としている。

(2) 水防倉庫

【施設の概要】

名称	建築年	施設の概要
水防倉庫（真々部）	S37	水防倉庫 1 棟
水防倉庫（高家）	S49	〃
水防倉庫（上川手）	S59	〃
水防倉庫（南穂高）	H13	〃
水防倉庫（貝梅 1）	H 8	〃
水防倉庫（貝梅 2）	S33	〃
水防倉庫（下押野）	H19	〃

【設置の根拠又は目的】

河川氾濫等災害時における水防活動に要する資機材を備蓄するため設置するもの。

根拠法令等：なし

【平成 23 年度実績値】

管理運営費（年額）
4,407 千円

【現状と課題】

- ① 水防倉庫（真々部）、水防倉庫（高家）は、共に老朽化が進んでいることから、両施設の統合を視野に、更新を検討する必要がある。
- ② 水防倉庫（貝梅 2）については、老朽化が進んでいることから、比較的新しい水防倉庫（貝梅 1）に統合し、廃止を視野に入れた検討が必要と思われる。
- ③ その他の施設については、比較的新しい施設であることから、現状を維持し、災害発生時に迅速に対応できるよう管理したい。

コミュニティ施設

(1) コミュニティ施設（指定管理）

【施設の概要】

名称	建築年	指定管理者
安曇野市有明会館	S42	あづみ農業協同組合
安曇野市西穂高会館	S49	〃
安曇野市離山会館	H 7	離山会館管理委員会
安曇野市穂高農村景観活用交流施設 ※	H 5	矢原区
安曇野市穂高古厩農村集落多目的共同利用施設 ※	H 6	古厩区
安曇野市三郷総合営農センター ※	H10	中萱区生産組合
安曇野市南小倉林業研修センター ※	H10	南小倉区
小田多井交流センター ※	H12	小田多井地区農村管理センター

※印のある施設は、国庫等補助金受け入れ施設

【設置の根拠又は目的】

地域づくりの活動拠点として、農業振興の推進、集落の活性化、生活環境の改善、地域住民の連帯感の高揚を図るため設置するもの。

名称	根拠法令
安曇野市有明会館	安曇野市有明会館条例
安曇野市西穂高会館	安曇野市西穂高会館条例
安曇野市離山会館	安曇野市離山会館条例
安曇野市穂高農村景観活用交流施設	安曇野市穂高農村景観活用交流施設条例
安曇野市穂高古厩農村集落多目的共同利用施設	安曇野市穂高古厩農村集落多目的共同利用施設条例
安曇野市三郷総合営農センター	安曇野市三郷総合営農センター条例
安曇野市南小倉林業研修センター	安曇野市南小倉林業研修集会施設条例
小田多井交流センター	安曇野市堀金農業活性化施設条例

【平成 23 年度実績値】

管理運営費（年額）
6,213 千円

【現状と課題】

- ① 有明会館は、あづみ農協有明支所との複合施設であり、会館ホールは農協関係の利用が多く、残り部分は北部児童館として利用している。今後は譲渡を含めた検討が必要であるが、有明財産区の処分金を旧穂高町に寄付し、施設の建設資金に充てた経過がある。
- ② 西穂高会館は、あづみ農協西穂高支所との複合施設であり、会館ホールは農協関係の利用が多い。今後は譲渡を含めた検討が必要であるが、西穂高財産区の処分金を旧穂高町に寄付し、施設の建設資金に充てた経過がある。
また、地元との協定により、基金条例による「西穂高会館維持運営基金」がある。
- ③ 離山会館は、離山地区が指定管理者であり、地区住民の利用が主であることから、手法は別として地元へ譲ることも含め検討が必要である。
- ④ 安曇野市穂高農村景観活用交流施設は国庫補助金を受け入れ建設した施設であるが、今後のあり方について検討が必要である。
- ⑤ 穂高古厩農村集落多目的共同利用施設は、古厩区が指定管理者であり、地区住民の利用が主であることから、手法は別として地元へ譲ることも含め検討が必要である。
- ⑥ 安曇野市三郷総合営農センターは、実質は中萱区の公民館であり、営農会議のほか趣味・文化サークル、区・PTA会議等地域住民の交流拠点として利用者も多い。そのような実態から、手法は別として、指定管理者である中萱区へ譲る検討も必要である。
- ⑦ 安曇野市南小倉林業研修センターは、地域の集会施設として利用されている実情から、手法は別として、施設を指定管理者である南小倉区へ譲る検討も必要である。

(2) コミュニティ施設（区等管理）

【施設の概要】

名称	建築年	名称	建築年
踏入地区公民館	H16	倉田構造改善センター	H 6
あかしや館	S58	原地区公民館	S48
大門地区公民館	S63	萩原地区公民館	H 8
富田地区公民館	H 5	押野集会施設	S32
柏原千国地区集会所	不明	旧矢ノ沢分教場	T 8

【設置の根拠又は目的】

名称	根拠法令等	名称	根拠法令等
踏入地区公民館	安曇野市公民館条例	倉田構造改善センター	—
あかしや館	—	原地区公民館	安曇野市公民館条例
大門地区公民館	安曇野市公民館条例	萩原地区公民館	〃
富田地区公民館	〃	押野集会施設	—
柏原千国地区集会所	—	旧矢ノ沢分教場	—

【現状】

- ① 地元のコミュニティの場、地区公民館として重要な役割を果たしている。
- ② 柏原千国集会所は、賃貸借契約により貸し出しているが、老朽化が著しいことから、平成 25 年度、地元の費用にて建て直しが計画されている。

他目的・未利用施設

(1) 他目的利用施設

【施設の概要】

名称	建築年	現在の利用形態
旧明科法務局	S46	書類等倉庫
旧豊科北中学校校長住宅	S47	福祉施設（夢の実 かなで）
旧高家駐在所	S61	企業託児所（ほっとひだまり）
みどりの館	H13	レストラン（信州坊主ほのか）
旧有線放送センター	S47	書類等倉庫
旧福祉住宅	不明	福祉施設（夢の実 プラコ）
三郷小倉診療所	H 9	民間診療所
旧三田工業団地食堂	S59	漬物加工所（㈱三郷サラダ市）
旧手塚邸	不明	福祉施設（宅老所 いいせ新宅）
安曇野警察署堀金駐在所	不明	安曇野警察署堀金駐在所
旧豊科生きがいデイサービスセンター	S57	高齢者介護課所管施設
旧三郷生きがいデイサービスセンター	H12	〃
第二倉庫	不明	使用賃貸借契約期間中

【平成 23 年度実績値】

賃借料等収入
1,358 千円

(2) 未利用施設

【施設の概要】

名称	建築年	備考
吉野県営住宅跡地	S37	老朽化により取り壊し予定あり。
旧中耕地教員住宅	S45	取り壊しと今後の処分検討が必要。
堀金多目的研修センター	S51	平成 25 年度取り壊し予定。